

ミャンマー連邦共和国
ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業
（有償資金協力（海外投融資））
環境レビュー

日時 平成25年11月25日（月）14：00～16：59

場所 JICA本部 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授

長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

JICA

< 事業主管部 >

竹内 卓朗 民間連携事業部 海外投融資第一課 企画役

< 事務局 >

長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮審査課 課長

折田 直哉 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

氏家 寿之 日本工営株式会社

檜枝 俊輔 日本工営株式会社

河合 健作 日本工営株式会社

土川 実鳴 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

午後2時00分開会

長瀬 それでは、皆様おそろいですね。それでは、助言委員会のワーキンググループを開催したいと思います。

それで、いつもと同じやり方ですけども、今回の主査をちょっと決めたいと思いますけれども、いかがいたしましょうか。最近やっていただいている……皆様、もう今年度に入ってからやっていただいているんですね。どなたか、我こそはという。いかがでしょうか。

長谷川委員 何回とか、今までの個人差はあると思うんですけども、何回とか、そういうのはありますか？

長瀬 回数でいくと、谷本委員が3回、長谷川委員1.5回、原嶋委員が3回という形ですね。

長谷川委員 じゃ、私が当たっていないんで、私がするという事によろしいですか。

谷本委員 大丈夫？

長谷川委員 いや、大丈夫かと言われると、いろいろと大変はありますけれども。

谷本委員 1月10日だ。

原嶋委員 1月？

長谷川委員 いや、予定では12月2日が全体会合だということですけども、12月はなかなか難しいということがあるでしょうかね。

長瀬 ちょっと今日、どれくらい議論が進められるかということにもあるかと思えますけれども、いずれにせよ、なるべく早くまとめていただきたいというふうには、事務局としては思っておりますので。

長谷川委員 予想が立たないところはありますから、とりあえず私、やりましょうかね。また何かあれば、バトンタッチもちょっと含みながら。じゃ、とりあえず私は、すみません。

長瀬 ありがとうございます。

一応ちょっと、今日は満田委員、あと実は柳委員も体調を崩され。満田委員は急遽来られないということで、満田委員からは、今日はこれ、確か77件コメント・質問を皆様からいただいておりますけれども、そのうち、確か39件、満田委員からいただいております。本人がいらっしやらない中、そこは大変かもしれませんけれども、委員の皆様には、これを議論しないと今日は何も進まないと思っておりますので、ぜひ適切な議論をしていただいて、なるべく助言を早急に確定していただけるようお願いしたいかと思えます。

あと、ちょっと始まる前に、民連部さんのほうから、今日のことについて一言だけ。

竹内 本日、どうぞよろしく願いいたします。

個別の点でも出てくるかと思うんですけれども、本件は海外投融資ということもあり、あと、協力準備調査を実施している案件ではないということもあって、若干協力準備調査実施案件と取り扱いが違う点が出てきます。また個別論点の中でご説明したいと思うのですが、一つ大きいところとしてあるのは、EIAについては民間事業者が作成していて、私どもは関与をしていないという面があって、その中でこういったことを最終的に助言等々でしていただけるかという点については、ご相談事項になろうかなと思っています。またRAPに関して、協力準備調査という形はとっていないというところがありますので、いずれにしても、そういった点が、協力準備調査案件とは少し異なっています。

具体的なことは、また何か出てくれば、個別の点の中でご相談したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

長瀬 ありがとうございます。

それでは、長谷川主査、よろしくお願いいたします。

長谷川主査 皆さんの前にある回答が本日示されたということで、私自身は今初めてこれ、回答の文、読ませてもらっています。

谷本委員、原嶋委員は、もう既にメールで来たということで、読まれていますか。

原嶋委員 全然。

長谷川主査 そうですか。ということは、これ、ちょっと目を通す時間が欲しいと思います。

先ほどおっしゃったように、満田委員のコメント、それから質問が大分含まれておりまして、その辺もちょっと読ませてもらうことが必要かと思っております。それじゃ、時間を決めてみますかね。それとも、何か。

原嶋委員 あと、オブザーバーの方がいらっちゃって発言したいという。逆に、先にご意見を伺ったほうがいいような気がするんですけれども。

長瀬 そこは主査次第という形で。

原嶋委員 個別でまたいろいろご意見があると思うんですけれども、最初にもうその意見表明をしといていただければ、我々の問題意識としても。それはお任せしますけれども。

長谷川主査 オブザーバーは、規定上は、意見を述べるというのはどういうタイミングでしたっけね、このワーキンググループの中の。

長瀬 最初とか最後とか、特に決まってはございません。あくまでもオブザーバーという形で、主査が.....

長谷川主査 コントロールするということですね。

長瀬 コントロールしていただくと。当たり前の話ですけれども、議事の進行には支障がないような形でという形になります。

長谷川主査 どうでしょうか、その方は。

原嶋委員のそういったご意見もあるかと思えますけれども、とりあえず我々、最初主導でやらせてもらって、合間合間、適宜、そういう機会を設けることがあるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

どのくらい時間。限りなくやってもあれですけれども。

谷本委員 ちょっと5分くらいもらって。

原嶋委員 私が最初なんで、じゃ、幾つか最初に。私のほうが多いので、幾つかもう聞いてもよろしいですか。

長谷川主査 やっちゃいます？ 原嶋先生。

原嶋委員 ええ、私。その間に、どうぞ先生方。私、最初にすぐあるので。

長谷川主査 どういうやり方がいいのかな。

原嶋委員 もうちょっと時間を置きますか。

長谷川主査 原嶋委員の部分もこれから読むんですよね。

原嶋委員 ええ、今出されましたから。

長谷川主査 我々もそうなんですよ、自分の。だから、全体通して、自分たちのところを中心にしながら、満田委員は.....。

谷本委員 途中まで、19までかな。ちょっと5分くらいもらえます？

長谷川主査 というふうにこまめにやりますか。

谷本委員 ちょっとそこは、やっぱり満田さんのところが多いんで。

長谷川主査 どうしますか。満田さんのところも多いし、番号を区切って、そこまでみんな読んで。

原嶋委員 満田さんのところは どうします？

長谷川主査 そうなんですよ。満田さんがいない中で、我々、いかに読み込んだって、どこまで我々が言えるかということは。

長瀬 よろしいですか。先ほど申したように、77分の39ありますんで、それを全く議論していただかないと、何かワーキンググループとして成立しない議論になってしまいますんで、そこはある程度いろいろ斟酌していただきながら議論していただくしかないのかなと。

要は、もうそのまま来週の全体会合まで何も無いというのもちょっと非常に困りますし、やはり今日、ある程度議論していただかないと、まとまりがなかなかつかないような形になりますんで。

長谷川主査 一番大切な方が……。

原嶋委員 いろんな背景があって、ご本人しかわからないというか、ご本人が非常に情報をお持ちになって、その情報をもとに発言されている部分が多くて、最終的にコメントにどのぐらい反映させるか、させないかという、その判断も、かなりの部分、実質的にはご本人の意向を尊重することになると思うので、それをこの三人で取捨選択しても、結局、あまり適当ではない結果が起きる可能性もあるので……。

折田 例えば同じような質問もあると思いますので。

原嶋委員 それはわかる。ダブっているところもあるのはわかるんですけども、ダブっていない部分もあるし。

長谷川主査 やはり満田委員がいないままでやるのは、ある程度限度があると思います。これまでもそうでしたように、欠席した方には最終的に、他の委員がその方についていろいろとやりとりがあったとしても、最終的にどうですかというところは確認が必要だと思うんですね。

ただ、今日、時間の許す限り、あるいは我々が理解する限りにおいて、我々サイドからも意見・コメントがあれば、やりとりさせてもらいたい。ただ、それが最終結果になるかといったら、それはなかなかご本人がいない中では、この場ではなかなか難しいというのが現実の話かなと思いますが。ただ、許される範囲の中でやっていきたいなと思いますけれども、そういう形でよろしいと思いますですよ。

じゃ、番号を区切っていきますか。

原嶋委員 それはお任せで。

長谷川主査 よろしいですか。

じゃ、今、谷本委員のほうから、とりあえず19番まで、ちょっと時間とって読ませてもらって。

原嶋委員 19番。

長谷川主査 ええ、19番ですね。それからまた順次ということで。10分、十二・三分でちょっと読ませてください。

原嶋委員 先ほどちょっとおっしゃっていたの、民間事業者にEIAを、作成を依頼してい

るというのは、まず、この場合、EIAが二つあって、一つは全体の開発事業のEIAと、それと個々の事業者さんが工場をつくるときに、それぞれまたEIAをするという話になっていまずけれども、まず今、全体のEIAの話をされていると思うんですけれども、そこは、民間というのは、どこの民間ですか。というか、簡単に言うと、日本側と……。

竹内 今、私が申し上げたEIAというのは、まさに事業全体の、この400ヘクタール全体のEIAということでございまして、ここに関しては、今回、共同事業体が立ち上がっていますけれども、日本側の3社とミャンマー側の民間企業がミャンマー政府に対してEIAを作成・提出をしているということです。

原嶋委員 それは、要は工場団地のように、この区域の事業者さん、開発事業者さんという意味ですよ。

竹内 そうですね、ええ。

原嶋委員 そういう意味でいいですね。

竹内 ディベロッパーさんということでいいです、はい。

原嶋委員 だから、その資本は当然日本と両方の合弁という形なんでしょうけれども、そういうこと。だから、国籍はともかくとして、事業者さんがやっているということですね。

竹内 そうです、はい。

原嶋委員 それは、他とどうして。そこは、それだからといって特に何か。JICAの調査団がやっているわけじゃないという面では違うんでしょうけれども、その中身の問題には別に関係はないですね。

竹内 ええ。中身はしっかりガイドラインに沿ったものじゃなきゃだめだということは、何ら変わりません。

原嶋委員 ただ、JICAさんが今回のEIAに対してどの程度関与できるかというところは変わってくるということを言いたいんですか。

竹内 少し変わってきます。ケース・バイ・ケースで、個々の事案を見ながら、ということだと思えますけれども、ちょっとそういった背景だけは事前にご案内したということでございます。

長谷川主査 すみません、原嶋委員、ちょっと我々みんなで目を通したいもんで、電気がないと見つらくて。質問等はまた一定の時間来て、私、合図しますんで、そのとき始めてもらえればと思うんですが。申しわけございません。

谷本委員 19までね。

長谷川主査 はい、19ということで、お願いします。

そろそろいかがですかね。とりあえず19番までで、少なくともご自分の部分の回答のほうをお読みいただく時間はあったかと思いますが、よろしいですかね。

ご自分のところをまずやりとりいただいて、それから、後で余裕があれば、満田委員のほうにも三人全員で触れてみたいと思います。

それじゃ最初、先ほどすみませんでした、途中でとめまして。原嶋委員の、最初のページにずっとありますんで、よろしく願いいたします。

原嶋委員 じゃ、先ほどすみません、ちょっとフライングしてしまったんですけども、今回、先ほどのご指摘、竹内さんからご指摘あったとおり、EIAは先方、事業者が行うということですね。その点で特に、内容についての我々の関与が変わるという意味ではないということでもよしいわけですね、特には。

竹内 ガイドラインに基づいてやらなきゃいけないという点は、何ら変わりないです。

原嶋委員 あと、事実関係の確認ですけれども、この件については、スコーピング段階でJICAがというか、助言委員会が関与したということはないということで、その段階の議論は全くされていないということでもよしいですか。

竹内 ええ、そうです。協力準備調査は行っていないので、されておられません。

原嶋委員 幾つかあって、一つは既に、これはまた既にもういろいろ、全体会合やなんかのいろいろご意見が委員の先生方から出ているようなんですけれども、ミャンマー政府が住民に対して適切ではない形で退去を求めたというような事実があるやということで、そういった事実については、前回全体会合でパワーポイントでJICAさん側からご説明があったような事実関係があったということは、確認されているということでもよしいわけですね。

竹内 はい。

原嶋委員 私どもとしてというか、助言委員会の委員としては、やっぱりこういった事案があったということで、適切に今後、ルールに従った住民移転などが行われるかどうかというコンプライアンスの問題は非常に懸念されるので、その点についての再発防止については、他の案件以上に注意をしていただきたいということで、2番のコメントをさせていただいております。

もう一つ大きな懸念は、この案件は、先ほどちょっとお話がありましたけれども、全体の、区域全体のEIAというのが今行われているということと、この区域そのものも全体の中の一部なんですよね、確か。その全体が2,000ヘクタールぐらいあるうちのほんの一部というこ

とで、全体の開発の総合的な影響ということも懸念されるということと、もう一つは、全体を、報告書を拝見していると、結局、今後この経済特区ができて、その中にいろいろな会社とか工場ができて、そうすると各工場のアセスということが非常に重要になってきて、もう一つ非常に大きな懸念としては、個々のアセスがしっかりと行われるかどうかということがすごく心配なんですね。結局、そこがしっかりと行わなければ、ざるから水が漏れるような形になってしまうので。

一応コメントとしてはあるんですけども、先方の国のいろんな意味のキャパシティがまだまだ十分ではないんだらうと思うんですけども、その辺で特段の対策というかですね。その点については率直に、ここにはもう一応、お答えとしてはいただいているんですけども、今後の住民移転にかかわる、ある種の不適切な形の行動が再発しないかということと、個々のEIAがしっかりルール上、何か聞いていると、伺っていると、ルールそのものもまだ策定中ということなんですけれども、しっかりと行われるかということについては、JICAさんの側ではどう率直にお考えなのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

竹内 はい、わかりました。

まず、最初の再発防止のところでございますが、こちらにも書かせていただいたとおり、事実認識として、ちょっとこちらに図がありますけれども、400ヘクタールについては全体の中の一部という捉え方もあるのかもしれませんが、より厳密に事業ベースで考えるとすると、この400ヘクタールの事業がまず一つの事業で、残りの2,000ヘクタールがまた別事業ということで今捉えられているということで、こちらが事業A、事業Bという形で、要は、何か事業Bの全体像が不明確な中、Aだけ進むということではなく、AとBは別々な事業という位置づけになっています。

Aについては、今ご案内のとおり、ご説明してきたとおりの進め方がされていて、事業B、残りの2,000ヘクタール、こちらに関しては、私どもが協力準備調査を当初から入れて、今これから案件計画が進められていくという格好になっていまして、そちらは協力準備調査ありというプロセスのもとで今後進められていくという事実がございます。

この事業B、2,000ヘクタール部分の調査を進めるに当たって、ミャンマー側の意思として、国際基準にのっとった手続である400ヘクタールと同様の手続でもって残りの2,000ヘクタールのところも対応していくということに合意しているということと、あと、私どもについても、引き続きアドバイスが欲しいというような話もありますので、先祖戻りするような対応するということは、現時点においてそういったことは想定はされない。要は、再発は

防止されているというのがまず事実認識でございます。

次に、EIAでございますが、確かに今この400ヘクタールの手続段階で、EIAに係る個別の細則がまだない中で手続が進んでいるというのが実態でございます。そういう意味では、まだ発展途上というのもご指摘のとおりかと思っております。今後こういった形で細則がきちっと定められて、その体制というのがどのように固まっていくかというのは、要注視であることは間違いのないと思います。今、その体制、制度づくりもしかり、体制づくりもADBが、今後EIAをどうやって運用していくかというところを支援しているので、そのもとできちっとしたキャパシティをつくっていかれることを期待してはいるものの、ただ、今この時点で、じゃ、しっかり完全に、完璧にできるということが、まだ言える状況ではない、わからないということもありますので、そこは引き続きよく見ながらやっていかなきゃいけないというのは、ご指摘のとおりかなと思っております。

原嶋委員 じゃ、ちょっとついでに、よろしいですか、もう一つだけ。6番に関連してということと、今のご説明にも少し関連するんですけども、多分、今回の特区の事業の周辺というか、その周辺というか含めて、いろいろなインフラ整備が当然、必然、異なってくるということで、ここに具体的には6番のところ、道路、鉄道、電力供給、水資源開発については若干の言及をしていただいているわけですけども、今、AとBというものもありましたけれども、これはJICAのガイドラインの適用の仕方ということにもかかわるんですけども、なかなか、どこまでを一体と捉えて、どこまでを一体と捉えずに別々と、ある種分けるのかというのは、多分常に問題になってくるんですけども、ちょっと今、私も完全に全体像を把握したわけではないんですけども、その線引きというのは、どういうふうにご説明をされるのか。今、少なくともAとBは違う、別々と。その別々も、ちょっと何か本当に別々でいいのかという若干疑問も持ちますし、それに加えて、ここに今、道路とか鉄道とかいろいろ、ないものもあるようですけども、可能性のあるものもあって、その辺の仕分けというのは、今後どういう線引きでされるのか。ちょっと方針とか現状を教えてくださいませんか。

折田 その不可分一体の話については、これまで周辺インフラの議論でもお伝えしていませんとおり、このインフラが、もちろんSEZにも使われるものではありますけれども、この周辺全域に対して使うものであるというふうにお伝えしていますので、一体ではないという整理をしています。

竹内 この回答でいうと、この下の一番最後のポツのところ、今まさにご指摘の点の一

つ大きな区分けになる部分かなというところで、要は、SEZ及び周辺に裨益するという点が、一つ大きな考え方が分かれるかというふうに認識しているところです。

原嶋委員 じゃ、現状の理解としては、それをもって考えると、一応AとBも別だけでも、それ以外の鉄道や水利資源も一応別だろうと、そういうふうに今は理解されているということですね、現状ではね。一体ではないという理解をされているということですね。

折田 今計画をしているところについてはその通りですね。

原嶋委員 とりあえず私は。

長谷川主査 ありがとうございます。

私のほうは7、8と二つございます。8番のほうは、今の原嶋委員の、EIAの手续どうなっているかという質問に大分近いんですけども、7、8に回答あるように、特にクラス、今回クラスAですかね。クラスA、それから全体のSEZの間で違うような環境配慮が特段あるわけじゃないんですよ。同じようなルールでやるということで。わかりました。それについては理解いたしました。

それで、今の原嶋委員とのやりとりをちょっと聞いておって、現状ではEIAをやる、それから環境配慮をしっかりとやるといったことへの法的なものが、まだ完備されていないということらしいです。そうですね。

竹内 厳密に言うと、法律、環境保護法自体はあるんですけども、そののどうやって運用するかという細則のところを今まさに定めているところだというふうに承知しています。

長谷川主査 今回のSEZについてもどうするかというのが、そういった既存の法律に基づいて、細かいところが決まっていないということですよ。

竹内 そうです。今後、要するに細則で、どういったセクターにどういった、例えばどんな規模以上の、あるセクターであればこの規模以上とか、これぐらいのものを出すのであればとか、そういった細則はこれから決められていって、それが適用されることになっていきますので、現、このタイミングで、そこが全部クリアになっているかどうかという意味では、まだ制度設計途上というところでございます。

長谷川主査 今は非常に狭い範囲のクラスワンのところだけがとりあえず対象になっているんですけども、そういった細則がない中で、JICAのガイドラインがあるんで、これを遵守していくということだけは先方と合意に大分至っていますというふうなところが、一応安全弁になっているわけですよ。

竹内 そうですね、はい。

長谷川主査 他のSEZの場所について、これから法律や細則が完備されて、しっかりやっていけば問題ないんですけれども、それから、その他の部分もJICAが入ってやるということになれば、JICAのガイドラインというのが少なくともあって、ある程度それが利用できると思うんですけれども、他の、JICAあるいは日本政府以外の、あるいは民間、全く民間が入ってやってやるという部分というのは、SEZの中にも、これからどんどん出てくるんですか。

竹内 そうですね。今、2,000ヘクタールの部分で、今後、我々がスタディをするというお話をいたしました。ここが最終的にどういった事業、どういうふうにもまずここが区割りとかをされていって、どういった用途でもってそれぞれを使うかが決まって、そこに、誰がどう事業者として入っていくかというところは全くまだ未定なので、この段階でそこがどうなるかというのは、なかなかちょっとまだ決まっていないところが現状でございますが、ただ、少なくとも私も、その計画づくりで、EIAづくりをサポートして参りますので、そこで定まったEIAを無視するような形でディベロッパーさんが事業を進めようとしても、そういう訳にはいかないんだろうなという認識を今持っているところであります。

長谷川主査 EIAの形を今つくってあげているということですかね。

竹内 今、そうですね。最終的にそこが調査の出口の段階で、それぞれどんな事業者さんが出てきてとか、もしくは出てこないのかとか、ちょっと何ともわからないところはあるのですが、そういった中で、2,000ヘクタールの開発をするに当たって、どういった計画というのが考えられるのかということと、環境関連のEIAだったり、あと、住民移転計画だったりをきちっとつくっていただくということになっている状況であります。いずれそういったことの計画はつくっていくんですけれども、それを誰がやるかというところは、ちょっとまだわからないところはあるというのが事実としてはあるということでございますね。

ただ、そこで、この区域のEIAというのはこういうものであるとか、住民移転計画はこういうものであるということが定まっていますので、後から結局出てきた事業者さんが、全くそれと、ちょっと度外視した形で進めるということは現実的に想定し得ないかなというふうに今のところ考えているところなんですけれども、あくまでもそれで確定しているとか、まだちょっと出口が見えているわけじゃないということではあります。

長谷川主査 そうしますと、谷本さんの部分だけ先にやられますか。

谷本委員 やりましょうか。

長谷川主査 満田さんのところはちょっと後回しにして。

谷本委員 そうですね、はい。そうすると、16番。

長谷川主査 原嶋先生があったかな、その先に。

原嶋委員 それはいいですよ。

長谷川主査 いいですか、ここは。通していいですか、14のところでは。

すみません、谷本さんのほう。

谷本委員 14番は？

長谷川主査 いいんです。

谷本委員 このままでいいんですか。

長谷川主査 16番ですか、そうしたら。

谷本委員 これ、16番は、実はこれ、さっき読んでいたら、満田さんの20番とも関連なんですね。もうほぼ同じことを、というか、同じことを別の言葉で言っている。

まず、ここでは事業の捉え方というんですかね。先ほど竹内さんのほうからも、相手側がやって、EIAとかそういうふうなものをやってきたからと。それはもう要するに、根本、開発事業を行うと。実施者は誰か、そしてJICAの立場はどうなのか。このところが、ちょっとはっきりとさせたほうが私はいいんじゃないかなと思って、こういう質問をしました。

確かに今のところは、JICAはまだ関係していませんという立場なんでしょうね。ですから、EIAは相手側がやっていますと。そして、事業実施の方々は、社会的な影響の部分、特に住民の移転のところとかはミャンマー政府等がやるので、関与しないというか。ですから、ちょっとこのC評価という、まさに位置づけなんですから、そういう形でC評価にしているということですね。

まず、開発ということを進めるときに、JICA出資ですよ。

竹内 そうですね。

谷本委員 これ、要するに当事者ですよ。融資じゃなくて。

竹内 出資です。

谷本委員 出資ですから、これ、本当に事業をやるうえでの主体者ですよ。ということは、ものすごくこれ責任は大きいわけですね。これは出資者というか、事業の実施者の。お金の額は関係なく。いいですね、株主ですからねということですね。

じゃ、それで、EIAは過去にやられていましたから関与していませんというあれは、全くこれ、私は論外だと思っています。ですから、C評価ということに対して、私は、JICAはなぜそういうことを受け取ったときに口を出さないのかということですね。それが非常にここ

のところ疑問に感じました。

そして、ここに書いておられる言葉は、恐らく事業実施者の方々が案をつくられて、JICAのほうで読んで問題ないだろうと出されてきたんだと思うんでしょうけれども、非常に何か他人行儀なというか、出資者、将来の出資者、つまり事業実施者として、全く答えになっていないというか。というふうに私は厳しく指摘させてください。したいですね。

これは、だからこそ満田さんも同じことを聞かれているんだと思います。この部分ですね。

もしEIAから関係ありませんと、この部分は特に我々関知していませんというんだったら、この欄、省くべきでしょうね。下手にCなんてつけているから問題で、それをJICAとして認めているから問題だと私は思いますね。RAPのほうも読ませていただきましたけれども、全く住民移転等からは我々は関係ありませんと。ということは、この開発事業の実施者の実施の立場ということをどういうふうに考えられるかということですね。これが私のコメントです、はっきり言いまして。

長谷川主査 このものについては、よろしいですか。

谷本委員 16番で、はい。ですから、理解しておりますという、ああ、そういうことなんですねとしか言いようがないですね。

長谷川主査 今、満田委員の部分の話もちょっと出たんですが、これ、他にもあって、この辺で両委員から何か満田委員にかわって確認、あるいはさらなる質問があればお願いしたいんですけども。

谷本委員 ですから、16、17というところは、私は、この事業でJICAが関与すると、今まで要するに相手側のことだからというふうに述べておられますけれども、これが一番本件のやっぱり根本のところじゃないかなと。満田さんがいろんな質問をされて、コメントされていますけれども、根本、そこに私は集約されるんじゃないかなと思っています。ですから、16番ですね。満田さんの20番が関係するところですね。

17番は、同じことですね。テーブルが違いましたので、その部分を指摘しました。

長谷川主査 よろしいですか。

谷本委員 もうちょっといきましょうか。いっていいですか。

長谷川主査 どうぞ。

谷本委員 18番、これも満田さんのコメントですよ。同じコメントが21番でされています。19番も、満田さんは同じように22番で指摘されています。これ、全てC評価というか、住民移転関係はミャンマー政府等がやるので、我々事業者のほうは関係ありませんというふ

うなことです。これ、そういう答えになってくるんですね。ただ、プアーのところなんか、かなり楽観的なことをおっしゃっていますので、本当にそれでいいのかなということはあると思います。

18番、ならば少し言わせてください。18番の回答の最初のところの後段、RAPにおいては、建物及び耕作地での想定収穫物への補償が行われ、希望者に対しては就業トレーニングなどの機会を提供することが計画されており、負の影響はありませんと。これ、読めば、ああそうなんだろうなと思いますが、ここでどこまで、ですから、JICAさんは認識をされているのかということですね。

これは、前回の全体会で私も質問しましたし、いろんな方が危惧をされているところなんですね。土地は確かにもう収用はされたということですね、過去に。これ、また後ほど議論があると思います。

それで今回は、家屋等の、あるいは立ち木等の移転ですというか、補償ですと。

そこで、就業機会ということに関して、JICAさん、どういう認識かということなんですね。これは、農家をやっていて、移転をして、もう農業をやめませうという方だったら、いろんな就業トレーニング受けられたらいいと思います。まだ農業をやりたいという方に対しては、何ら農地の補償のあれがないわ。補償というか、農地手当等の支援のあれがないですよ。ですから、ここで負の影響はないというのは、私はあり得ないと思います。もし全員に聞かれて、農業をもうこれ以上続けませうという確約とっておられるんならいいですよ。全部が従業員になりますと、草引きでもしますと、工場内の、ということならそれでいいと思いますけれども、まだ農業をやりたいという方がおられたら、どういうふうに処理をされるんですか。これ、全く書かれていない。厳しいことを言いますけれどもね。

それから、二つ目のパラグラフ、「工場の中のB+については」とおっしゃっていますけれども、工場作業員が大量に現場で働くことから、近隣の商店が商売の機会が増えるって。まあ、そうなんでしょうけれども、大量に、ってあり得ますかということですね。

それから、一番下のところですね。居住もしくは生計を立てる住民については就業トレーニングがと、貧困に改善するからA+。恐らくここは、先ほど言いました農家のところの話が全く抜けている。

それから、先ほど上に言った、例えば商売とか商店等、そんなにそうなのかってね。送っていただいた資料の中にも書いていましたけれども、工場ができた後、従業員の人たちが買い出しに行くからって。普通、工場、食堂をつくるんじゃないですか。私も幾つかの工業団

地見て回りましたけれども、結構食堂で提供していますよね。ですから、こういうA+って、評価はそうなるんだろうかなと思いますけれども、本当にこれも何か希望の世界、空想の世界じゃないかなと思いますね、答えは。

ですから、Living and Livelihood、19番も本当に私は同じようなことで非常に、いただいた回答、相当規模の雇用機会が生まれると考えていますと。そうなんでしょうけれども、こういうふうに書かれたら、ああ、移転する人たちはみんな、あるいは周りの人たちはみんな、工場で従業員になれるんだと思いますけれども、本当にそういうふうな人たちですか。トレーニングして、そのように彼らはなりますか。それ以上に、工場の人たち、彼らを雇いますかっていうことですね。

そういう認識、ちょっとJICAさんとして、どういう考え方なのか。私の、今質問しましたけれども、お答えください。

竹内 順番に申し上げていくと、まず、開発事業は何かというところは、もうご案内のとおり、この400ヘクタールの開発ということでありまして、実施者は誰かというのは、まさにこの共同事業体ということで、こちらに書かせていただいて、ゆくゆく私どももこの中に参加していこうと、出資ということで、谷本委員からご指摘いただいたとおりの形で参加していくことを今想定している、その検討をしているということでございまして。

JICAの立場というところなんですけれども、まず、ちょっとこれらの回答に一貫して通ずる考え方なんですけれども、EIAのところはどういうことなのかというご質問を多々いただいている、それについて私どもは、これを書かれた民間事業者さんはこのように考えているというふうに理解しているというふうに説明させていただいていますが、ゆえに我々は関知しませんなどということは一切考えていないという点、まずちょっと明確にしたいと思っております。

実態のファクトでいいますと、今年3月からEIAって開始されているんですかね。3月に民間事業者さんによってEIAが開始されて、私どものほうも、それと似たような時期に政府から海外投融資の検討云々という話が出てきてはいたんですけども、民間事業者さんが今回、EIAを始めた段階で、まだ我々、この事業に関与する関与しないということが明確じゃない時期にありまして、その後、要請をいただいたのは今年の夏になってからということになります。要は、EIAなどはもう既に完成がほぼされていて、提出されたという段階で、提出後のものを我々受け取って拝見しているという状況でございますので、あくまでもEIAのところに関しては、このような考え方でこう書きましたというよりは、やはり他の方が書かれた

ものを理解するという立場でもって我々受けとめていますので、全ての説明がそのように書かれている。要は、民間事業者さんはそのように評価されたということがまず一つ。

もう一つ事実関係としてあるのは、今回、民間事業者さんは住民移転の責任は負っていらっしゃいません。ここはミャンマー政府との関係において、住民移転のところまではミャンマー政府が責任を持って行うとされています。そこから、移転が適切に完了した土地について、使用权等々を付与していくということでミャンマー政府と事業者さんと関係があるので、その意味で、住民移転に関していうと、彼らは、事業者さんのほうは、今責任は負わずに、そういった問題が解決したところを譲り受けて事業をするという関係性でございます。それゆえ、個々の住民移転作業についても、民間事業者さんというのは状況等々は関知し得る立場にはいらっしゃらなくて、そういった中でEIAを作成されたという経緯がございます。

ただ、じゃあそうだからといってJICAが、ゆえに本件関係ないんだと、ミャンマー政府がやればいいんだと、そういう立場を我々にとってございません。それは、ご説明も申し上げたんですけれども、今年の1月の経緯もあり、ミャンマー政府は国際基準に対して非常に不慣れでいらっしゃいますし、また、今年の3月には日本政府が海外投融資の供与を検討というような政府の立場も出されていたので、我々としては、専門家を派遣して、住民移転についてはアドバイスをしながら進めてきたということでございます。

谷本委員のご指摘の点、要は農民の方にとって生活影響が、まずゼロってことはあり得ないだろうということは、全くそのとおりだと思っております、加えて、今後いろいろなところが、本当にこういった商店ができるかとか、いろいろ未来のところについても、そんなに楽観的な立場に立てないんじゃないかということのご指摘についてもその通りだと思っております。

とはいっても、開発が計画どおり進んで、5万人規模の人の動きや物の動きなどが出てくると、それは相当の経済活動が生まれてくるので、種々機会が生まれるという見通しについて、それが適切でないということは必ずしも言えないとは思っているものの、じゃ、それでもって、それでいいと、特に何も配慮しなくていいということは全く違うと思っております、やっぱり今回の81世帯の中で、生計手段を失う方については、本当にそういった中で機会を得られていくのかということはきちっとモニターしていかなくちゃいけないですし、必要に応じて政府は支援をしなくちゃいけないですし、また、その政府の支援というのが十分になされていないようであれば、私どもも何らかやるってことを検討しなくちゃいけないと捉えています。

ただ、ここに関しては、あくまでこのペーパーの記述の背景の説明としてこのように書かせていただいているというのが、私どものここでの説明の趣旨でございます。

あとは、個々の論点でいきますと、農業をやりたいかどうかということに関しては、どうしてもやりたくてということで、最後の最後までというところで、なかなか合意が難航している方というのは、実態としては、

氏家氏 今のところ、そういう事実は……

竹内 ないということですかね。

多分、最初のところに関しては、恐らくいろんなご希望があったと思うんですけども、とにかくその点、農地の提供がなくて農業を続けられないということを大きなネックとして、最終的な合意のところでは難航しているということは、我々の今の認識でいうと、今のところはないということです。農民の方々は多分いろいろと複雑なお気持ちの中で、そのことを受けとめられているとは思いますが、ミャンマー政府が今回の補償支援パッケージを示し、それに合意した方については、最終的にこの枠組みに乗っかっていくということを含意されていると、我々は認識しているというのがまず一つ事実としてあるのと、あと大量に現場で働く機会が本当に出るのかというのは、一応計画では大量に出ると思うんですけども、ただ、先ほど申し上げたとおり、本当にそうなるかというところは、よく見ていかなきゃいけないというのは、全くその通りであります。

あと、さらには、例えば食堂なんかについては、工場の中でそこは出されるんじゃないかという点も、ここもよく見なきゃいけない点ですけども、ただ、事業地にそれだけの人の集積ができれば、周辺にいろいろなものができてくる可能性はあると思いますし、さらには、工場の中でできる部分に関しても、雇用のチャンスはあるんじゃないかというふうに思っております。あと、最後の点ですけども、本当に雇用されるのかという点ですね。これも、私ども、ちょっと現地に行った際に、一体どういうレベルのワーカーが雇用されるのかと。やっぱりものすごいハイスキルドレーバーしか雇用されないのであれば、今ここにいて農業やられている方が本当にそれでできるのかという論点出てくると思うんですけども、実際問題、まず、この工業団地についていうと、非常に今ちょっといろいろネックになっているのは、やっぱり当初の段階で電力とかがまだ来ていないインフラ状況で、あと、水なんかはかなり限られたインフラ状況にあるということもあって、何かいきなりすごい資本集約的なものがどんどん入ってきて、非常に付加価値の高い生産が、ロボットとかを使ってやるとかということが、いきなり400ヘクタール全域にわたってできるというような状況に

は、現場の実態じゃ、なかなかないと。そういう意味でいうと、やはり今の見通しとしては、組み立て工業とかそういったものが中心になるんだらうと。そこはやっぱり、かなり労働集約的な作業がいずれにしても中心になっていこうというふうに見通されています。

例えばの例で、周辺の工業団地でどんな人材が採られているかという話を聞いたのですが、例えば2桁掛ける2桁の掛け算ができるとか、割と初歩的な算数ができるとか、ただ、非常に誠実そうであるとか、そういったレベルでもって雇用されているという実態はあって、ここでもそこは同様の状況というのは一定程度想定されるだろうというような声もあるので、そこはかなり、労働力の需要というのはかなり幅広く行われるんじゃないか、工業団地の中で、ですね。というような見通しもありましたので、十分にチャンスというのはいろいろ生まれてくるんじゃないかなというふうに想定はしているということでございます。

長谷川主査 なかなか難しい案件だというのは、ここまでやってきて、感じがしています。それで、一つの事実を両者でやりとりする場合、かなりの言葉を用いなくちゃお互い理解できないというような感じもあります。ただ、時間も限られておりますので、JICA側さんもいろいろと述べたいことはあると思うんですが、簡潔によろしく願いいたします。

満田委員のところのコメントが19番あたりからずっと続いておって、一部は谷本委員からもあったんですが、極端な部分としては、満田委員のコメント、例えば9番のところの最初です。署名の強要や脅しが行われたという非常にショッキングな事実を言われておって、その回答として、3ページの回答の上のほうに、そういった事実は承知しておりませんという、非常に真逆の質問それから回答というふうな組み合わせになっております。いかにその事実を把握するのが難しいかということで、我々自身も現場に行っただけでそんなことを確認しているわけじゃありません。

という中で、水かけ論になりやすいようなところは種々あるんですけれども、ただ、JICA側の回答の部分として、やはりこれまで民間の業者の人たちがEIAをやってきたり、それから、先にいろんなことをやっているということで、その辺が、やられたことをもとにしてJICAさんもこの回答をまとめられているということで、表現としては「承知しております」とか「理解しております」とか、そういう書きぶりがあります。ということは、JICAさんのほうでもその事実をはっきりと確認しているというところまではまだ100%っていない。だからこそこういう回答、これはわかります。

やはりまだまだ安心ができないなというふうなことがあって、今回の環境レビューの方針

で、現地へ行って、この辺をちゃんと確認しますということが書いてあるんで、全くJICAは関与しないということではないと思いますけれども、ただ、我々としては、この回答を読む限り、どうも不安になってしまうんですね。その辺はご理解いただきたいと思います。

ちょっと時間がないんで、もう少し先に……

竹内 今の1点だけですけれども、9番の点、ここは、通常の案件というのは、何が通常かというのはちょっとわかりづらいところではあるんですけども、ご案内のとおり、私も、JICA専門家の方を派遣して、要は、かなり後になって何があったかを知ったとかというレベルの確認をしているわけではなくて、一応できるだけ現在進行形で、今どういったことが起きているのかというところは、つぶさにモニタリングはしてきたつもりでございまして。もちろん、僕の目で全ての手続を見届けて、そこを把握したということではないんですけども、ただ、そこはJICA専門家の方を通じて、かなり精緻に見ているつもりではいますので。ここは、承知しているというのは、あくまで私が見ていないがゆえに、表現としては入れているんですけども、そこは相当程度モニタリングはしていますので、ここは全て根拠を述べよと言われれば根拠は説明できるというふうに考えてございますので。ちょっとあまり長くなるというところがあれば、今必要があれば適宜説明するんですけども、この点については、我々としてはしっかり見ているという認識でございまして。

本件を語るうえで、9番の点は非常に重要な点だと思うので、我々も何か危ういなと思いながら、怪しいなとか、何かよくわからないや、と思いながらこの件を進めているというよりは、この点はちょっとかなり重要な点だと思うので、そこは順次確認しながら進めてきているというのが実態でございまして。

長谷川主査 「満田委員は」と、こう言いたいんですが、いないんですよ、ここに。

どうでしょうか、オブザーバー。いいですか。はい、お願いします。

土川氏 メコン・ウォッチの土川です。よろしくお願いいいたします。

私、今年に入りまして、このティラワの現地に4回ほど行って参りました。一番直近では10月に行って参ったんですけども、ちょうどこの9月21日の住民協議が終わって、いわゆるこの9番の回答で言われている枠組み合意への署名が行われている、そのころに行って参りました。

私たちが聞き取りを行った住民の方々は、この枠組み合意という認識がまずなかったんですね。

何を通常とするか、あるいは原則とするかというのは、また議論があるかと思えますけれ

ども、JICAさんのガイドライン、あるいは世銀のガイドラインのたてつけとしては、一応住民移転計画はドラフトがあり、そして協議が行われ、最終化をされてから合意への署名というたてつけになっているかと思えます。

住民の方に聞いても、これから、この9番の一番最後の回答にある、例えば最終合意が別途行われるというような認識を持っていらっしゃる方は、少なくとも私たちが聞き取った住民の中にはいなかったということ。

それから、また住民移転計画、これから後で議論があると思うんですけども、住民計画の公開について、後ほど議論に載っていなかったので、ここでちょっと私たちの認識を申しますと、この11月4日に住民移転計画が公開されているとあるんですが、私たちがずっと聞き取りを行ってきた住民の方たちに聞くと、11月4日の公開については全く知らなかったということで、移転計画書はまだご覧に、先週の時点で、ご覧になっていなかったというような事実もあり、先ほど委員の方からも、満田委員のコメントとJICAさんの回答が非常に乖離しているというか、そういったことがあるかと思うんですけども、恐らく、やはりその乖離は、こういった確認の方法をしているのか。要するに、住民に直接確認をしているのか、あるいは政府側、あるいはどなたか当局を通じて確認をされているのかということ、かなり違いが出ているのではないかなというふうに思っております。

なので、これからJICAさんが実際に行かれる際には、ぜひ住民の方々に直接お話を聞く機会を持っていただければというふうに思っております。

ありがとうございます。

長谷川主査 ありがとうございます。

これは、ちょっとここで一旦ストップさせてもらいたいと思います。がちが明かないところが本当のところだと思うんで。

それでは、先に、先ほどは19番までやりました。また後に戻ってもいいんですが、とりあえずまた20番、20番はやられましたっけ、さっき。

谷本委員 はい。20から22までは。

長谷川主査 やりました。じゃ、23以降ぐらいからまた進んで、どうでしょうかね、区切りのいいところがどこかあるのかな。

谷本委員 36ぐらい。

長谷川主査 36ぐらい、いきますか。じゃ、36ぐらいまで。

谷本委員 ちょっと時間ください。

長谷川主査 はい。10分ぐらいで、ちょっと。

それでは、23番、24番あたりからです。原嶋委員のが最初続きますので、お願いいたします。

原嶋委員 それでは、24、25、26、27、28、29で、基本的にはご回答いただいたことで、一部ちょっとコメントに残したいと思えますけれども、これはこれで進めさせていただいて。

ちょっと27番で、やはり先ほどのことと関係しますけれども、クラスAと残りの2,000ヘクタールのところを別というのは、手続的には別で、多分2,000ヘクタールのほうはかなり慎重に進めていただくことになるので、好ましいことだと思うんですけれども、ただ、全体的な環境影響というのは本当に分けていいのかどうかというのはちょっと疑問で。私、最終的にどういうデザインを考えていらっしゃるのか、ちょっとわからないんですけれども、全体として特区として、くっついているわけでしょう、事実上ね。

竹内 地理的には隣接はしていますが、例えば、クラスBのところの機能がないとAの機能は達せないとか、そういうわけではなく、クラスAの開発はクラスA用にしか開発はしない。

原嶋委員 そうなんだけど、それは、おっしゃることは明らかだけど、ただ、実態として、その全体的な環境管理というのを、供用開始後、確かに事業者さんが多分違ってくるということも当然出てくるでしょうし。ただ、すごく大局的に見ると、日本が出資して、日本政府ないし日本の企業が出資して、多分日本の企業さんとか日本の企業の出資を受けた会社が多く入る可能性があると思うんですけれども、そういう中で、まず、全体的な環境管理というのを視野に入れて考えていただく必要はあるんじゃないかと。別ですから知りませんというのは、ちょっとなかなか難しいというのは思いますので、それはコメントの中で少し言及させていただくということで、27は若干そういう面があるので。

あと、ちょっと細かなところですが、水源で、多分それなりの水、工業用水も必要だと思うんですけれども、ステークホルダー会議では、シラワダムかな、何かちょっと発音はわかりませんが、このダムが指摘されていたり、あと、別のところでは何とか貯留池とか出ていて、ごめんなさい、工業用水の事実関係がちょっと私、読み取れないので、もし補足していただければ、短い時間でもお願いしたいんですけれども。

以上、私のほうは29番までそれで、今の点だけ教えてください。

竹内 まず全体で、3点で言いますと、まず1点目のところで、特に交通量のところで今ご指摘いただいていますけれども、要はクラスAはクラスAだから、あと全体は知らないよ

という立場。確かにそこは、クラスBのところ全体が開発ができてきた段階で、そこはまず考えなければいけないということは間違いだと思います。実際に今、ミャンマー政府の中で、ティラワSEZマネジメントコミッティというところが行政主体になっていて、そこはまさに全域を見なきゃいけない立場なんです。行政の立場から見なきゃいけないということですから、まず、そこはきっちり責任を持って見なきゃいけないですし、また、そこは責任持って見られるかというところは、我々も恐らくは要ウォッチになっていくということだと思っていますし。また、事業体がちょっと今後どうなるかというところは、何とも読めないんですけども、場合によっては事業者サイドでも、連携なのか、場合によっては同一というのがあるのかどうかかわからないですけども、どういう体制になるかということも。その中でも、もしかすると環境のところの配慮と体制のあり方というのは出てくる可能性はあるので、そこは今後の継続論点としてはあり得るのかなというふうには思っている点でございます。というのがまず一つですね。

あと、水源の話ですけれども、今ご指摘のあったティラワダム、あとザマニ貯水池というのと、あとラゲンピンというところから引いてくるという、この三つの話がちょっとあるんですけども、関係性でいうと、ティラワダムというのがまず、ちょっと本事業とは全くかわりがない話としてですけれども、パブリックコンサルテーションの中では何かその議論が出てきたと。ただ、別に本事業、水源としているわけでもなければ排水先としているわけでもないの、これ、ちょっと全く別の議論というふうに捉えていただければと思います。

ザマニ貯水池というのは、当初のクラスA区域の水源とする場所でございます。場所って、このあたりですかね。このあたりですよ。もうちょっと上ぐらいのところ、まず最初、今、2015年の開業を目標にしていますけれども、恐らく2018年ぐらいまでは、こちらからの水がもうほぼこのクラスAを支えるということになる予定で、大体ここで3,000キュービックメーター・パー・デイぐらいの水をこちらから引くということになるんですけども、そこはもう水源として活用する予定というところでザマニというのは位置づけられているということと。

原嶋委員 それ、新設に近いもの？

竹内 いや、もう既にそこは貯水池としては存在していて、そこから一部水をこちらに...

...

原嶋委員 その貯水池の水源というのは何なんですか。

竹内 もうだから、貯水池というか、池、沼ですかね。

河合氏 灌漑用水として使われている。

竹内 ですね。だから、もう既にある。

原嶋委員 そこでの水のインプットは、もう天水とかそういうものなの。

竹内 そういうものでございます。

ラグンビンというのは、随分とちょっと離れた このあたりですかね、地図でいうと。もっと上のほうですかね ところに水源があって、今回、水源開発、このためにやるわけじゃないんですけれども、こちらからヤンゴンを通してティラワまで引いてくると。これ、ヤンゴンのあたりの水供給にも使われる送水管になるんですけれども、その一部がティラワSEZの水源。ただ、その水も基本的には、これはクラスA区域の一応水を送ると ティラワに関してはですね ということになっていて、今後はクラスB区域のところも開発するとなると、また別途の水源の議論が出てくるという状況でございます。

それが大体二千……恐らく。まだちょっとその開発計画確定していないので、何とも言えないんですけれども、今の見通しだと、多分2018年とか、そういったところにならないと、まだ水は来ないというような状況で計画は進んでいるということです。

長谷川主査 今のやりとり聞いておって、私のコメント・質問にはないんですけれども、クラスAというのは400ヘクタールですか。

竹内 はい。

長谷川主査 それから、全体で、それプラス2,400ヘクタールですよ。

竹内 プラス2,000です。

長谷川主査 6分の1がクラスAですよ。

竹内 はい。

長谷川主査 ミャンマーの事情とか、あるいは日本との外交の話とか、いろいろあるんでしょうけれども、散発的にここだけを緊急のものとして、ここだけを取り上げて、とにかく始めようというのは、ちょっと拙速というか。特に環境の視点からいうと、SEA的な配慮があって、今の交通量の大きさに絡む話とか、ごみをどうやるかとか、いろんなもう少し全体を見渡して、もちろん長い期間にわたるんでしょうけれども、ある程度SEA的な視点からやって、それでこのクラスAがどうだという、やっぱり議論がないと、何か無理な話をしているようなところも否めないような気がします。

これ、マスタープラン的なものは何かやったんですって。この2,000ヘクタール全体に関して。

竹内 そうですね。2,400全体について、経産省さんがスタディで、マスタープランというのをつくられていますですね。

長谷川主査 そのときは環境的なものは全くやらなかったんですか。

竹内 SEA的なものがあるかという、そこはないんですかね。

長谷川主査 これ、国際基準からいうと、やっぱりそれをやって、それからこちらにというふうなのは我々もわかりやすいし、説得力があるかなという気はちょっとしました。そういうコメントを入れるかどうかわかりませんが。

それじゃ、次の谷本さん、お願いいたします。

谷本委員 30番ですね。じゃ、残土はもう外には捨てないですねということで、テーブル8-1なんかも含めて、マイナスの13万 m^3 という結構大きな量ですから、これは敷地内できちんと処理しますというふうに書いてください。それが一番邪推を呼ばない表現だと思います。

それから、31番の雨水ですね。10年対応というのは、ものすごく私は、それこそ、この時期ですから、頻繁に起こると思います。回答のほうのちょっと記述も、これもきちんと直されたほうがいいと思います。サブ道路が冠水して、この道路が仮の貯留効果を持ちますということですね。仮排水路として排水が行われるとなりますと、どこへ、じゃ、どれだけ流れるんですか、そこでマイナス起こしませんかというふうになると思いますから、サブの道路の部分が仮の、一定の貯留効果を持ちますのでというふうに直されたらいいと思いますね。

それから、井戸はわかりました。ザマニという貯水池がどれぐらいの量なのか、ちょっと私も貯水容量がわかりませんし、書いていなかったので、日量で3,000 m^3 とるというふうなことですから、それぐらいの量は、とれるだけの量はあるんだろうなということですが、地下水に影響がないということは、きちんとやっぱりモニタリングをしてください。

33、適切に樹種を選定して植えてくださいとしか言いようがありません。

それから、いいですか、34もっていいですか。

長谷川主査 どうぞ。

谷本委員 34は、地域だけじゃなくて、やはり移動性の動植、植物ですけれども、種が飛ぶかどうかですが、蝶であるとか、あるいは動物も、肝心要の生物のお兄さんが帰られましたけれども、やはりこういう動植物関係のプロは、境界を越えて営巣であるとか生殖であるとか、そういうふうなことをものすごく彼らは気にして、それを我々はがんがん教えられてきました、過去。ですから、梓の地域の中だけで調査をして、それで問題ありませんと言

うと、やはり生物の専門の方々からは指摘をされると思いますので、これはきちんと周辺のところとの関係も調査をしてくださいということをお願いしたいと思います。

一応34まで終わりました。

長谷川主査 続けてよろしいですかね。

35番、私の、廃棄物にかかわる、これ、その次の36番の満田委員のコメントとも重なるかなと思います。回答を理解いたしました。ありがとうございました。

それから、最初に戻って、満田委員のがございました。23番ですが、これは先ほど谷本委員から話されたことで済んでおるんですかね。生計、生活という。

谷本委員 漁業関係の。

長谷川主査 ええ、漁業だから、ちょっと違うんですかね。

谷本委員 はい。ちょっとこれで、また。

長谷川主査 ここ、何か満田委員の、例えば谷本委員からつけ加えるようなことがあれば。原嶋委員、他に何かあれば、今のところまで。

谷本委員 今のところは、一番下の回答の、JICAさんの回答の一番下のところは、私が指摘したところなんですね。同じなんです。農業をやりたい方、本当にいないんですかっていう、ここのところですね。

それから、上のところは農業についての、つまり水質関係とかその辺の悪化で、農業への影響ですね。

それから、その上は漁業関係です。漁業関係は、水の処理をきちんとするので漁業者への影響はありませんともう答えられているんで、この辺は、だから、何かコメントするかどうかですね。

ですから、これで一応、23の満田さんの指摘は、まだ今後の議論の余地はさらにありますけれども、回答としてはわかりましたということ。

長谷川主査 ありがとうございました。

この後、社会配慮になんですが、何かそちら側からあれば。よろしいですか、37番へいってしまっ。

檜枝氏 すみません、日本工営の檜枝と申します。民間事業者からEIAを委託して……そうですか、じゃ、ちょっと私……。

長谷川主査 じゃ、とりあえず、何番まで今度ちょっと読ませてもらいますかね。38までいきますか。

谷本委員 住民移転とステークホルダー協議。

長谷川主査 ちょっと先までいきましょうか、もうちょっとだけ。ステークホルダーのところまで。

谷本委員 71まで。

長谷川主査 71までいきますか。77までいっちゃいますか。じゃ、77まで読ませてもらって、この後はまとめていきましょう。

どうでしょうか、今の話は。

竹内 すみません、じゃ、ちょっと1個だけ……。

長谷川主査 ちょっと今、原嶋委員、席外しているんで、帰られたら。

竹内 帰られたらで結構です。すみません。

長谷川主査 今ちょっと最後まで委員は読むことにしましたんで、最後まで、最後77番まで。

それじゃ、原嶋委員、帰られたんで、先ほどのこと、お願いします。

竹内 ちょっと手短かに補足だけさせていただくんですが、EIAの手続ですね。要は今、法律はあるけれども細則がないというご説明を申し上げたんですが、ただ、実態として、確かに細則はないんですけれども、環境への汚染をする業種に関しては、投資認可を受ける際に必ず、もう実態に今行政運用として、IEEとかEIAをつくりなさいということの指導がなされているんで、実際ちょっと制度がちゃんとしていない中で、今回のこの事業ももちろんですけれども、つくれという運用は既に行われていると。ただ、これはまたご説明どおり、ADBの指導のもとに策定中で、国会にかかっているという状況にもありますので、制度は近々具備される見通しということです。すみません、ここだけちょっと1点補足させていただきます。

長谷川主査 ありがとうございます。

じゃ、もうしばらく、委員が読むのを、お時間ください。

ちょっとオブザーバーのメコン・ウォッチの方にお聞きしたいんですが、満田委員は今日お休みなんですが、当然この回答の部分はお読みになっていないですよ。

土川氏 まだ読んでいないと思います。

長谷川主査 読んでいませんですね。わかりました。ちょっとそれだけ確認したかった。ありがとうございます。

もし読まれて、何かコメントを託されて今日来ているのであれば、ちょっと対応の仕方も

変えなくちゃいけないなど。そういうことじゃないですよ。

土川氏 はい、そこまではちょっと。申しわけないです。

長谷川主査 そうですね、わかりました。すみません、ありがとうございます。

2時から5時ということで、ちょうど今中間時点で、本来なら休憩を入れたいんですが、一部委員から、ちょっと量があって、休憩なしで、もしできるなら突っ走ってみたいということがあるんですが、よろしいでしょうか。

すみません、じゃ、休憩なしでいかせてもらいます。

それじゃ、まだ時間が足らず読み切れていない部分はあるかと思いますが、始めさせていただきます。

社会環境から、あとずっと、9ページの37番、原嶋委員が幾つか続きますんで、よろしくをお願いします。

原嶋委員 37番については、これは社会環境じゃなくて、多分前のほうのカテゴリーなんで、ただの入れ違いだと思いますんで、先ほどお話しいただきましたんで、結構です。

その後、多分、住民移転というのが非常に大きな問題だと思いますので、個々についてはご回答いただいていますけれども、一つ審査部に質問で、あと残りは事業部さんに質問したいんですけれども。

まずは、この案件、多分、JICAさんが関与したのが、かなり後になって関与したので、事実上、JICAさんの側から見れば、後づけでガイドラインの遵守をしなきゃいけないという形をとらざるを得ないので、非常に苦しいんだと思うんですね。多分、JICAさんが出資しなければ、純粋に民間であれば、こういうことをしなくてもいいわけですから、大変苦しいと思うんですけれども、まず、JICAさんが出資するというので、JICAのガイドラインが適用されるわけですから、JICAのガイドラインに従った場合、この案件では、どういうタイミングで何回ステークホルダーミーティングをする必要があるというふうに考えるべきか、ということ、ひとつ教えていただきたいという点が1点ですね。

もう一つは、今までステークホルダーミーティングと称する会議が幾つも行われていて、ただ、それが実効的な意味でJICAのガイドラインで求めているステークホルダー会議になっているかどうかというのが、多分意見が分かれるところだと思うんですけれども、その点について、事業部さんの理解はどうなのか。

その2点をちょっと教えていただきたいです。

折田 すみません、今の2点は.....。

原嶋委員 まず、1点目は確認です。1点目は審査部さんに、審査課さんかな、審査部さんにご質問で、純粹にこういう事業があった場合に、どういうタイミングで何回ステークホルダーミーティングをするというのが、JICAのガイドライン上、求められている要件なのかという点ですね。

もう1点は、竹内さんに質問になるんでしょうけれども、多分、ステークホルダーミーティングと称する会議は幾つが行われているというふうにはレポートにあるんですけども、それが効果的な意味で、実効性のある意味で、今審査部さんが求めているステークホルダーミーティングと言えるかどうか。はっきり言って、言えないという意見が多分あると思うんですね。そこ、邪推をすれば、満田さんの意見の多くは、ちゃんと説明していないと、効果的なステークホルダーミーティングになっていないとか、そういうふうなことをかなり強く主張されていると思うんですけども、それに対しては当然反論があるんだろうと思うんですけども、その条件を満たしているかどうか。

その2点をそれぞれから、ご質問です。

長瀬 1点目のステークホルダーとの協議について、ご説明させていただきます。

私どものガイドライン、別紙の1の中に社会的合意というところがございます。お手元の19ページになりますね。そちらのほうに、「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において、社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」ということがあります。

ちなみに、非自発的住民移転については、そのすぐ下のほうですね。19ページから20ページにかけて入っておりますので、この過程できちんとステークホルダーとの十分な協議が行われていなければいけないというふうに我々は考えます。

ただし、ガイドラインで、何回やらなければいけないとか、そういった形では特に決めてはございません。

以上です。

原嶋委員 それは大丈夫か、今の点は。そんなに詳しくないんだけど、スコーピングの段階とか。もし純粹に、これが最初からJICAさんが関与したとした場合、何かスコーピングの段階で1回とかなんか、何かありますよね。

折田 ガイドラインの22ページのところに、まずEIA、環境アセスメント報告書のステークホルダー協議の望ましいスタイル、話というのを書いておりました、スコーピングの段階とドラフトができた段階といったような話が書いてあります。

今回のEIA作成時においても、一応2回ステークホルダー協議が開催されておりました、それがスコーピングのつくった段階と、ドラフトができて、いわゆる Environmental Management Plan、環境管理計画の素案ができた段階で行われているというふうに審査部としても考えています。

原嶋委員 問題はそこですね。そこが、効果、実効性があるかって、言葉はちょっとあれですけども、説明が尽くされているかという、その実質的な意味でのステークホルダーミーティングとして成立していると見ていいかどうかは、多分一つの争点だと思うんですね。その点について教えてください。幾つか問題が出ているのは、多分ここにかなりかかっていると思うんですね。

竹内 そうですね。今の、まずEIAとRAPとで、ちょっと制度のたてつけは二つになっているのかなと思うんですね。

EIAについては、今、折田が申したとおり、22ページのところの別紙の最初のところにポツが並んでいるところの下から二つ目のところで、開催のタイミングについて2回設定されていると。これに対する評価に関していうと、どちらも影響評価項目の選定時とドラフト作成時に開催はされているというまず認識でございます。

あと、その一つ上、報告書の作成に当たって、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われて、協議記録が作成されていなければいけないというものがあまして、ここに関しても、私どもの今受け取った情報から認識する限りにおいては、事前に十分な情報が一応その場で公開されて、ステークホルダー協議も行われて、住民も双方に参加したうえで協議が行われているということで、私どもとしては一応、このガイドラインに抵触するという形で、何か適切なことが、必要なことが行われていないという認識には今立ってはいないというのが、EIAに対する評価です。また個々の回答のところで、ちょっと細かいところは触れると思うんですけども。

あと、住民移転計画に関しましては、ここは先ほど折田も申したとおり、あと長瀬も申したとおり、回数に対する規定はないということだというふうには理解しているんですけども、ここに関していうと、4番のところですね。20ページの4番のところだと思うんですが、こういった大規模な住民移転が発生するプロジェクトの場合は、住民移転計画が作成・公開

されていなければならないと。また、計画の作成に当たっては、事前に十分な情報が公開されたうえで、それに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならないと。また、協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式によって説明がなされていなければならないということで、あと、最後に世銀のセーフガードポリシーのところにも書いているんですけども、ということでありまして。

まず、個々のパーツで申し上げていくと、住民移転計画を作成するに当たって、事前に十分な情報が公開されたかどうかと。ここも個別のところでは申し上げれば細かく説明していきますけれども、これはされているというふうに理解をしています。これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議も行われていると。また、言語もミャンマー語で行われているということで、いずれもちょっとここは、抵触するような、何かかけ離れているようなことが行われているということはないというふうに承知しているということでございます。

詳細に、より説明しろということでありましたら、説明します。

長谷川主査 それじゃ、その次の谷本委員のパーツから、お願いいたします。41番ですか。

谷本委員 41番ですね。すみません、これ、事故ですよ。これは、回答のほうは、工事、工業団地内でのいろんな事故。私は、ちょっとこれは言葉足らずでした。交通事故を想定して質問したんですけども。きちんと、じゃ、対応、啓蒙活動なんかやってくださいということで、これはお願いします。

それから42番は、何度も申し上げますけれども、EIAにおいてはC評価でずっとスコアリング等がきていますから、ミディゲーション・メジャーもないということですね。RWPというんですか、そのこのほうでは一応書かれている。はい、読んだような気がしますけれども。

次に、これが先ほどの質問の繰り返しというんですが、ですから、回答を見ますと、農業をやりたい人も、土地がないからもうやめなさいと、他の職業につきなさいと、もうそれで押し通すわけですね。そういうミャンマー政府のやり方に対して、事業実施者側は一切何も口を出さないと。厳しい言い方ですけども、そういう立場なんですね。それならそれで、そういう立場もあるんでしょうね。ここはそういうことだと理解しました。

44番は、これは何倍、どれぐらいの補償をすれば就業機会につけるのか。それと、訓練の中身と期間と、農民の人たち、住民の人たちのやる気もあるんでしょうけども。こういうふうに事例よりも非常に手厚い補償をしますということなら、お願いしますとしか言いよう

がないんですかね。

45番、同じことですね、長谷川さん。

長谷川主査 ちょっと私から、いいですか、質問させてもらって。

この回答、一応理解はしました。ただ、品目によってやっぱり設定の仕方が違うというふうなことで。だから、倍数が多い物品を持っている人はより高い補償をもらうことができるというふうな、不公平なこともちょっとイメージしてしまうんですが、何かもう少し、こういうふうなそれぞれ違った倍率が設定せざるを得なかったという背景、より詳しい何か、お知りになっていけば、もう少し教えてほしいんですが。この文章にあることは理解しましたですけれども。

竹内 こちらなんですけれども、ちょっと経緯で申し上げますと、まず、9月21日の住民協議会というのを言及していますけれども、ここで対象住民の方全体を集めて、今後個別の協議を始めますということをやミャンマー政府として提案をして、ご同意をいただいたという経緯がございます。その2日後に、今度個別の協議というのを開始するに当たって、稲作の農民の方たちと、野菜の農民の方たちと、あと畜産の農民の方たちと、あと非農民の方たちにグループ分けをして、グループ間でまず枠組みを検討していきましょうということに合意をして、協議をしていったという経緯があります。

その中で、当初ミャンマー政府が提示していたのは基本的にミャンマーの法律に基づいた倍率だったんですけれども、その協議の中で、それぞれのグループの中からはいろんな要望が出されて、最終的にはその倍率を超えるようなもので合意がされていったということで。結論で、一言で申し上げれば、そこも交渉の結果そうなりましたということで、何かアンフェアに、例えば野菜の人は米より少ないじゃないかとかってということで、扱いを受けたわけじゃなくて、そこは全体の動きも皆さん承知しながらやっていった中で、最終的に合意はそういった内容だったということで、交渉の結果というふうには、なかなかちょっと説明が申し上げられないのかな、ということではあるかと思えます。

長谷川主査 わかりました。

次が、ずっと満田委員のが、3ページ、4ページぐらいにわたって続きますが、ちょっとその先にいきますかね。72番の原嶋委員のところから……

原嶋委員 先ほど伺いました。

長谷川主査 よろしいですか。

原嶋委員 先ほどのと一緒に伺いました。結構です。

長谷川主査 私が73番です。ここまで出た議論で、やはりステークホルダーミーティングがちゃんとできたのかとか、それから、住民との間の協議がうまくいったのかとか、いや、いっていないよとか、いったとかいうふうなものが、もうさまざま出てきておって、私がコメントしたのは、そういう事情はいろいろ言われているけれども、再度しっかりと両者の意見を聞きながら、冷静に客観的に実情を把握して、必要なことがあればやってくださいというふうなことを総まとめに言わせてもらったと。こんなに簡単に言ったらいけないのかもしれませんが、要はこうなんです。ということで、私、コメントさせてもらっただけです。

74番、谷本委員、お願いします。

谷本委員 1回目が2人ですか。2回目が1名。天候のという。3回目、4回目はかなりの方が参加している。1回目はやっぱり、それほどの認識がなかったということなんですかね、住民の人たちも。声をかけなかったわけではない。

竹内 EIAとRAPでちょっと分かれているんですけども、EIAは全2回でございまして、こちらの1回、2回でございまして。1回も2回も広く声はかけられているということで、ただ結果として、応じてこられた方はこの人数であるということでございます。

3回、4回というのは、住民移転計画のほうは計4回の住民協議をやっていますので、そこらは1回、2回、3回、4回というふうに住民移転計画書のほうには書かれていて、ということです。

谷本委員 それから、土地問題に対しては、不満は全然ないんですか。過去の土地収用に関しては、住民の方々の間には。どういう認識なんですか、調査をされていて。

もう土地収用がされて、それで今、どこかの土地になっているわけですね。

竹内 そうですね、はい、建設省の土地となっています。

谷本委員 建設省でいいんですかね。彼らは、そういうことに対して、自分たちはもう土地に対する権利は一切放棄した、過去にお金をもらったから、土地に対しては全く問題視していないというふうなことでいいんですか。

竹内 この住民の方の心理状況として、皆さん、一様に、過去の90年代の補償についてとか土地収用について不満は今持っていないということは、多分、私、立場としてというか、認識として申し上げられないというふうに思っています。多分に推測も入りますが、いろんな経緯の中で意見交換がなされてきたと承知しているので、いろんな思いを抱いている方がいらっしゃるんだろうなというのがまず当方の認識でございます。

ただ、最終的に今回、そういったことも含めて、対象住民の方たちとミャンマー政府は協議をされて、最終的な補償・支援案が出されて、何かそのことがネックになって合意はできないというようなことになっているところは、今のところはないというふうに承知しているので、これまでの経緯なども全て含めて、今回、ミャンマー政府がお出しになられた補償・支援案に対して、81世帯のうち79世帯の方は、それで合意をされたというふうに承知をしているということでございます。

谷本委員　じゃ、それでいいんですね。

長谷川主査　満田委員のが、この二つ残って、それから前のほうにも大分あります。この辺、満田委員のコメント・質問を中心に、さらにはあれば、いろいろと言ってほしいんですが。

土川さん、満田委員が今日いないということで、満田委員と同じ意見には必ずしもならないと思うんですが、何か参考意見で、認識が、事実関係が違っているとか、あるいはJICAさんのほうへ質問とかあれば、許可しますので、おっしゃってください。

もちろん両委員も、あれば、よろしく願いいたします。

折田　満田委員からメールで本日のご欠席のご連絡をいただいた際に、こちらの回答を見ていただいて、何かコメントがあればメールでコメントしますというふうにはいただいております。こちらの我々の回答について、何か追加でコメント等あれば、またご返信いただけるものと思います。

長谷川主査　それ、いつぐらいに来た返事のメール。

折田　今日ですね。

長谷川主査　何時ぐらい。

折田　朝です。

原嶋委員　実質的には昨日。昨日のメールだよ。

長瀬　今朝入社したときに、もう来ていましたんで。

原嶋委員　率直な話、さっきも申し上げたんですけども、一番、必ずここで確認する必要があるのは、実質的、効果的な意味でステークホルダーミーティングってちゃんとやられたのかどうかというところは本当に確認する必要があるって、そこで例えば満田さんとか、土川さんもそうでしょうけれども、そこで意見が分かれる、事実認定において意見が分かれてしまうようであれば、これはこれで問題なんですよ。

だから、竹内さんの先ほどの説明は説明として十分よくわかるんですけども、人数がどうかとか、呼びかけ方がどうかとか、説明の仕方がどうかとか、そこはすごく重要な点なの

で、そこはコンセンサス、これでいいや、ちゃんと皆さんの意見が一致するようなことでないと、本当に水かけ論で、やった、やらないということになってしまうので。やらないということになれば、それはコンプライアンスの問題になりますので、そこですよ。ちょっと満田さんがたまたまいらっしゃらないときで、何とも言えないんだけども。

いかがですか、土川さんの現場でご存じの範囲で、ステークホルダーミーティングというのは、効果的にというか、意味ある形で行われているというふうに理解していいかどうかというところで、所見を教えてください。

土川氏 ありがとうございます。メコン・ウォッチの土川です。

EIAのほうのステークホルダー協議は、ご覧のとおり、住民1名、2名ということなので、広く声はかけられているといっても、この実態を見ると、その声のかけ方がどうだったのかということはず一つ、ご確認をいただけたらというふうに思います。というのは、やろうと思えば、例えば住民移転のほうの4回の協議には100人ぐらいが一応出ているわけであって、この落差は何なのかなというふうにはちょっと思います。

これは水かけ論になるので恐縮なんですけれども、私たちが住民に聞き取りをしている範囲では、EIAについての招待状をもらったという話は一度もちょっと聞いていないということです。EIAの中に参加者のリストが書かれていて、村長さんは出られているのかなというふうには思いました。

あとは、先ほどの谷本委員のほうから、過去の土地収用の経緯に不満があるかないかというところなんですけれども、私たちの認識では、80年代からもう既に土地収用がここは行われていると。80年代に工業省1のほうでの立ち退きが行われていて、一部ですね。90年代に建設省、ハウジング・デパートメントが行ったということで、段階的に行われていると思います。

住民協議の4回目、移転住民計画のほうの4回目の協議で、やはり農地の補償ですとかについて要求は出ていると思います。ただ、そこでやはり当局のほうから、これは裁判にいつてもらわないと、という発言だったので、もうそこで終了ということになっていると思うので、私たちからすると、それは一方的だったのかなということは思っております。

過去の土地の収用なんですけれども、今の400ヘクタール、それから今後行われる2,000ヘクタールだけではなくて、現在移転予定地になっているところがございますけれども、ミヤインターヤというところですが、実は今日の、今朝、そこで、その移転予定地になっているところで、もともとやはり農業をされていた方たちが抗議活動をしていると聞いてお

ります。彼らの主張は、軍事政権時代にやはり農地を収用されたんですが、補償はもらっていないし、40×60平方フィートの移転地はもらったものの、金銭補償はもらっていないと。ただ、その収用された部分は、やはりSEZ地域の400ヘクタールと同じで、その後、利用されなかった。そういったいろいろなもろもろの経緯がありまして、今、民政化が進んでいるなか、この2012年に制定された農地法に則って返却してくれという申請をずっとされてきたそうです。なんですが、それは聞き入れられず、今、移転地、もう実は移転のサイトに家が何軒か建っておりますが、こういった状況になっていると。

協議について、何番目のコメントでしたでしょうか、63番の満田委員のコメントに、ホストコミュニティへのコンサルテーションはいつ行われるかということだったんですが、今後実施予定ということなんですけれども、JICAのご回答が。実質的には、もう収用はされておりますので、後追いで、今後どういった、ステークホルダーというか、ここの住民の方々に、どのような対策がなされるのかということなのかなというふうには思っております。

すみません、ありがとうございます。

原嶋委員 ありがとうございます。

今の点で、二つ論点を分けなきゃいけないくて、一つは、過去の土地収用の問題と今回の住民移転の問題って関係はあるんですけれども、一応分けて考えなきゃいけないだろうと思うんですね。だから、過去の土地収用が、その点は……ここで80年代って、80年代にさかのぼるのかな、それ……。

竹内 そこ、質問であったと思うんですけれども、何番だったかな。

原嶋委員 それ、ちょっと杓子定規に言えば、JICAのガイドラインがどこまで適用されるかという問題があるんですけれども、ちょっと杓子定規で申しわけないんですけれども。

竹内 51番のところでご質問をいただいている、80年代における土地収用、工業省によるということなんですけれども、ここは今回の事業の区域外の土地ですので、工業省が実施した云々のところは、今回のクラスAの開発事業では対象外のエリアだったということでございます。

あと幾つか、ご指摘いただいた点とか、ご質問いただいた点を、もし時間許すのであれば回答したいと思うんですけれども、よろしいですかね。

まず、EIAの……

長谷川主査 短くお願いします。

竹内 短く。結構論点が多いんで、あれなんですけれども。

ちょっとEIAのところの声のかけ方ですけども、第1回のまずステークホルダー協議に関しては、タンリンタウンシップという自治体が、ティラワのSEZ管理委員会というところの要請で、まずインビテーションレターを作成されていると。その後、ティラワのSEZ管理委員会から関係者、これ、関係省庁とビレッジのリーダーに対してこのレターが発出されて、ビレッジリーダーを通じて住民に周知がされた。これは広く周知されたというふうに承知しています。その結果、クラスA内の村からは2名の住民が参加をされていて、クラスA以外の方からもビレッジリーダーが参加していたというのが第1回のステークホルダー。

第2回のステークホルダー協議については、基本的に住民移転計画と同じ方法で招待状が出された結果、でも、結果としては1名しか来られていないと認識しています。

何でそれしか来なかったのかということに関しては、これはもう推察でしかないんですけども、一つは、ちょっと天候があまりよくなく、雨が当日降っていたという点と、もう一つは、これ本当、さらに推察ということになってしまいますけれども、住民の方々はやっぱり住民移転のほうにかなり高い関心をお持ちだったのかなと。8月の下旬で、ちょうど住民移転の協議会なんかを開催したのと同じような時期でもあったこともあって、そこはもう完全に推察ですけども。あと、今最後に出された代替地のところにおける抗議活動、今朝というお話ですかね。これは、代替地においてですか。それとも、代替地の周辺の場所で、ですか。

土川氏 代替地の周辺というか、その移転予定地ですよ、代替地というのは要するに。

竹内 ええ、そうです、移転予定地。

土川氏 移転予定地そのもの。要するに、一応移転予定地もSEZ2,400ヘクタールを想定して計画地が用意されていると思いますが、今、クラスAで使われるのは、移転計画では3エーカーというふうになっていましたよね。なんですが、それよりも大きい面積がやはり一応移転予定地として、もう予定されていると。そこで、その当地というか、その現在、移転地とされているところ、そこで従来農家というか、農民であったということです。

竹内 今、農民でいらっしゃる方がいるということですか。

土川氏 いや、なので、SEZのほうでもよくある話なんですけど、使われなかったんで、軍事政権下で収用されたけれども土地は使われなかったと。SEZのほうはそういう土地に戻っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますが、ここの移転地の土地は結局、当時のハウジング・デパートメントに収用された後、ハウジング・デパートメントの役人が、そこで米づくりをさせていたということで、農地として、他の人が使っていたということらしいです。

その後、2012年に、テイン・セイン大統領のもとで農地法ができ、ファームランドロー
ができ、それにのっとって自分たちは土地を返却してくれという運動をされていたというこ
とです。

こういう話は、ミャンマー全体で今たくさん起こっていて、国会等でも議論されていると
思うんですけども、そういったワン・オブ・ゼム……

長谷川主査 国会というのは、どこの国会。

土川氏 ミャンマーの国会です。ワン・オブ・ゼムの問題だと思います。

竹内 明確に、誰が反対しているかを、ちょっと事実として把握したいんですけども。

長谷川主査 すみません、細かいことはまた。申しわけございません。いろいろと確かめ
なくちゃいけないところ多々あると思いますけれども、ちょっともとに戻させてください。

JICAさんがこれに入られたのが最近ですけども、民間の業者さんがEIAそれから移転計
画等をつくったわけですよね。つくるといふか。

竹内 移転計画はミャンマー政府ですね。

長谷川主査 ミャンマー政府。それを支援したのが。

竹内 我々です。移転計画を支援したのは我々です。EIAについては特に支援はしていな
いです。

長谷川主査 EIAは、そうすると、民間業者さんがそのときはやられたんですか。

竹内 やられています、はい。

長谷川主査 それが後ろにいるコンサルで。

竹内 いや、後ろにいらっしゃる方はコンサルタントで、作成支援をされているというこ
とで、一応作成主体はこちらにいる事業者さんということで、日本でいうと三菱商事ですと
か丸紅とか住商さんの方たちが中心になっています。

長谷川主査 それを支援されたのはコンサルさんですよね。

竹内 そうです、はい。

長谷川主査 それは、EIAをやるあたりから、もう入っておられたわけですか。

檜枝氏 2013年の3月から。

長谷川主査 今までの話で、住民説明会とか、住民に対して説明が足らなかった、手続き
その辺で不足していたんじゃないかという意見があるんですが、実際にそこへ入られて、現
地で対応されていたコンサルさん自身は、どんな印象を業務としてやられていた中で持たれ
ているんですか。

檜枝氏 業務の中での話を申し上げます。我々も、当初はJICAさんが入るという情報はなかった。とはいうものの、やはり我々、JICAさんの業務をやっている中で、なるべくインターナショナルのスタンダードをとってやりましょうということで、竹内様からご説明したプロシージャーをとりました。

あと、感覚として、やはり環境と土地というところに分けたときに、土地のときというのは、やっぱり農民の方というのは自分の死活問題になってくると。環境というのは、あまりまだ関心が実はないところにあります。なので、やっぱり人数が少なかったのかなというところはあります。

ただ一方で、第2回ステークホルダー協議、我々日本人というのは参加できないので、ローカルコンサルタントに委託して開催している形なのですが、ミャンマー人のやりとりを見ていると、既存のティラワの工業団地というのがありミャンマー側から、そこからの悪臭の問題とか、そういった懸念されていると。そういった懸念は表明されて質疑が行われているということで、しっかりと活発な意見はされているというふうな形では理解はしています。

なので、要は、自分が持っている、抱えているものを口に出せないとか、そういう状態ではなかったという認識ではあります。

長谷川主査 ある程度民主的には進んでいたという印象ですか。

檜枝氏 はい、意見としてはそういう印象です。ティラワ湖の鉄の問題とか、あと、ミャンマー既存の工業団地のにおい、悪臭の問題とかも出ていますので、そこまで、要は発言控えているとか、そういう問題は、印象は受けておりません。

長谷川主査 社会環境の影響をEIAの中で調査する段階で、やはり住民そのものも大切ですが、周りにいるNPO、NGOからもヒアリングをするというのは非常に大切なものだと思うんですが、例えば今回、メコン・ウォッチさんあたりはずっと前からウォッチして、名前のおりウォッチされて、その辺からのヒアリングみたいな機会はなかったんですか。

檜枝氏 外部の方も、例えばノーティスボード、タンリントンシップのほうにノーティスボードがあって、結果として、メディアの方とか、NGOの方も第1回は来られたというふうに認識しております。その日の夕方にテレビで放映されたりとかもしていますので。メコン・ウォッチさんとは、話す機会は私はなかったのですが、別にクローズしているわけではなくて、オープンで議論は図れたというふうな認識があります。

長谷川主査 時間的にそろそろ我々の助言案、できる限りここで整理進める段階かなと思うんですが、印象的には、委員会にかける、まだその前の位置づけかなというか、あ

まりにも意見がこうなっておってですね。満田委員、それからメコン・ウォッチに肩を持つわけでもないですし、それから、客観的に助言をするためには、もう少し今やりとりなさっているところが整理されていないと、我々は、もう少しちゃんとやってよと言うしかないんですね、これ。それはそれとして、どこまでできるか、やってみますけれども。

それじゃ、満田委員は後回しにします。この3名の委員の出した中で助言……よろしいですか、何か。

土川氏 1点だけよろしいですか。申しわけないです。メコン・ウォッチの土川です。

一番最初にちょっと申し上げたんですけれども、住民移転計画の策定のプロセスですね。やはり合意がどの時点でなされ、それから、結局今、住民移転計画が11月4日から公開されているということなんですけれども、実質的には、もうその前に一部の補償の支払いも始まっていますし、住民移転予定地で、こういった家ももう建てられ始めているというような状況なので、少し順序が違うのかなと。やっぱり、もういろいろな事実関係として出てきてしまっている中で、住民移転計画の内容を今さら変えても、何の、どういう実質的な意味を持つのかどうかということですね、住民移転計画がこれから最終化されるということが。それはちょっと問題認識としてお伝えさせていただければ。

長谷川主査 既成事実化されてしまっているということですか。ありがとうございました。

土川氏 ありがとうございます。

長谷川主査 じゃ、今言いましたように、我々3名のところだけでも助言づくりができればと思うんですが。

それから、この段階、もしこの環境レビューに対する助言というふうなことが適当であるのであれば、形としては、前にもあったレビュー方針の下側、これに対してというふうなのが一番好ましいんですね、助言としては。こういうことをレビューで確認して参りますというのをよく書いてありますけれども、これに対して、もう少しここをやりなさいとか、もうちょっとこういうやり方にしな、そういうのがこの段階で一番適当なんですか、これ。

長瀬 まずはいつもどおり、これに沿ってコメント・質問を我々に対して助言という形でまとめていただくのが一番いいかと思います。

長谷川主査 そうですか。じゃ、あまりこれ気にしなくていいですね、形態は。

長瀬 はい。それで、それを私どものほうで環境レビュー方針という形でまとめ直させていただきますので、それを全体会議のときに、それは我々のほうから説明させていただきます。

長谷川主査 わかりました。

はい、どうぞ。

原嶋委員 もしこれで助言を、形はあれですけれども助言をまとめて、今後は、その助言はどのような形で反映される。今は、もう一回レビューのファイナルができるということ。ファイナルレポートができるときに反映されるということの理解でいいですか。ちょっとその辺を教えてください。

折田 我々、これから環境レビューというところに入りますので、そこで今回いただいた助言について反映させるようにして……

原嶋委員 EIAはできているわけですよね、実質的に。事業者さんがつくっているわけですね。

折田 はい。

原嶋委員 それがあって、JICAさんはこれから、それをもとに環境レビューをつくられるわけ、それはレポートをまた別につくるわけ。別にとというか。

折田 レポートを元に、我々として先方政府との間で協議をしていくと、環境レビューの中で、ですね。そこで、EIAの中で、もっとここはというところがあれば、EIAに足りない部分を、どういうふうに影響を評価してどういう緩和策をするのかということを見ていくと。

原嶋委員 EIAを、場合によってはリバイスしてもらうように要請するような形もあり得るということになって、内容。

折田 ただ、我々がもちろんつくっているわけではないので、どこまでできるかはあれですけれども、ポイントは、環境レビューの中で見るのは、環境社会配慮が実質ガイドラインにのっとった形で実施されるかということですので、それを、EIAをアップデートする形でやるのがいいのか、そうじゃなくて別な形でも担保できるのか。そこは検討するところだと思います。

長谷川主査 そうすると、我々の助言として、今のような、これまで出てきたEIA、業者さんがやったEIAをもとにしながら環境レビューに進むということじゃなくて、一回戻って、EIAそのものをもう一度しっかりやり直ささいというふうな助言もできるということですか。

というのは、今までありました。前にEIAを終わりました、それから、ステアリングコミッティも終わりました、けれども、ちょっとよろしくないというか、ちょっと時期も前だっ

たもんですから、もう一回それ、再EIAということでやってみましょうということで、スコーピングをやって、それから最終報告書、二段階踏んで、その後というふうなことがありました。前回、私、加わった案件はそうでした。

ですから、ただ今回は、そういうことはせずに、環境レビューからやりましょうということなんで、それなりのことでしか我々は、言うのかなと思っていたんですけどもね。そこに戻ると、そもそも論になりますから。

原嶋委員 それ、確認したほうがいいと思いますけれども。

長瀬 よろしいですか。これは、この案件に限らず、環境レビューから助言をいただくというものは幾つかございます。そのときには、これは、他の環境レビューから入る場合も入らない場合もそうですけれども、EIA、これは通常、途上国側が既に承認したものをベースに議論していただいております。実は、こういうふうに途上国側がもう承認したEIAをさらにもう一回やり直すという話になると、かなりハードルは高くなってしまうのは、これは事実です。

そのときに、今まで皆様から、委員の方々からいただいた助言はどういったものであるかというところ、こういったところがEIAでは足りないの、こういったところを環境レビューのときにきちんとチェックしてほしい。もうちょっと具体的な提言をいただけてきたわけですけども、そういった形で助言をいただいて参りました。こういうふうに環境レビューで助言案をいただいたものについては、また通常借款契約を締結した後に、こういった形で助言いただいたものについて反映させていただいてありますのでご安心くださいという報告をさせていただく機会を設けておりますので、そういった形で皆様にフィードバックさせていただいております。

以上です。

長谷川主査 まさに長瀬さんのおっしゃったような位置づけでよろしいかと思うんですけども。

谷本委員 はい。

長谷川主査 よろしいですかね。じゃ、そういう流れの中で助言を整理したいと思います。最初、原嶋委員、1番からずっとありますが、いかがですか。

原嶋委員 1番はいいです。

2番は、基本的にはこのまま残してください。多少あれですけども、基本的に残してください。

3番も要りません。

折田 すみません、2番は。

原嶋委員 2番はそのまま残してください。

折田 そのまま。

原嶋委員 3番は要りません。4番も要りません。

5番は、基本的にはそのまま残してください。最後のほうだけ、「するのか」、「担保する手段をするのか、明らかにしてほしい」とか、そういう形にとりあえず残していただいて。

折田 担保するのか。

原嶋委員 「するのか、明らかにするか」、「担保する手段があるのか、明らかにしてほしい」とか、とりあえずそうしてください、記述。

折田 「確認する」ということですか。

原嶋委員 「確認」でも入れてください。言葉はちょっとあれですけども。

6番は要りません。

じゃ、7番、どうぞ。

長谷川主査 7番、要りません。8番も要りません。

原嶋委員 6番、7番、要らないです。

長谷川主査 8番も要りません。

谷本委員 9番、どうしますかね。

長谷川主査 この辺、ちょっと後回しにしますかね。我々の名前のあるところだけ先にやっちゃいますか。

そうすると、14番、原嶋委員ですね。

原嶋委員 これはだから、他にいろいろ、他にも関係してきますよね。

谷本委員 これは16と一緒に。だから、原嶋委員のとね。14.....15はちょっとまだですか。14、15、16、17番までですね。

原嶋委員 これは、ちょっとごめん、竹内さんに質問ですけども、民間事業者がそう評価していると言え、それはそれで事実なんでしょうけれども、それは見直しますって言えないのかなとか。

長谷川主査 それはそれとして認めてからの出発じゃないですか。

竹内 ここもポイントは、私も申し上げたとおり、軽視するつもりは全くないということなんですね。ただ返す返す申し上げますと、民間事業者の方は、この部分を評価できる環境

はなく、かつ、彼らがやるっていう責任はこの後も負わないんですね。この後も、責任を負うのはミャンマー政府なんです。ただそこをJICAは軽視する気は一切ないんです。

ですので、建設的な提言として、もし実行可能性な形でいただけるとすると、こういったところの問題は重要なので、JICAとしてきちりと、要は、こういったところは確保されることを確認するよう、確認してもらいたいというようなご提言をいただければ、それは対応して参ります。

原嶋委員 簡単に言うと、JICAさんが今回関与することになってしまった結果、JICAさんのガイドラインが適用されることになってしまったわけですよ。ということは、住民移転を無視することはできなくなってしまったわけなので。確かに民間事業者とミャンマー政府の話し合いはそうかもしれないけれども、たまたまというか、どういういきさつかは知らないけれども、JICAさんが関与してしまった限り、民間事業者がこうだから、それは向こうの政府の責任ですよというふうには。自分でつくったルールを自分で守らなきゃいけなくなっちゃっているから、JICAさんは。だから、それはあまり理由にはならないので、率直に見直すというふうに言われてもしかるべきだと個人的には思うんですね。こういう書き方をすると、逆にちょっと何か角が立つんでね。

長谷川主査 ちなみに、JICAさんが新たに加わることになったんで、ガイドラインが入ったことによって今までのが全部否定というわけじゃ全くなくて、JICAさんが入らなくても、コンサルさんあるいは業者さんが例えば日本絡みのものであれば、やはりJICAのガイドラインは大切にしながら、私はある程度やってきていると、ある程度のレベルは保っていることはあるかなと思うんですね。

原嶋委員 それは行き過ぎだから、少なくともJICAさんが関与した限り、JICAさんが自主的に決めたルールは守らなきゃいけないのは、自分たちの会社の規約みたいなものだから、必然そうなっているんです。

実態としてはミャンマー政府にやっていただくけれども、それをJICAとしてはきちっと確認するというので、していただくので、不明というのは見直すように要請するとか、そういうようなことは受け入れていただかざるを得ないんじゃないかと思うんです。

折田 EIAそのものを直すというよりも、EIAの中でCとなっている項目について、別途つくられているRAPの中身を含めて、社会影響が適切に評価されて、それが、その緩和策がJICAのガイドライン上どうなのかということを確認すると、そういう趣旨の理解でよろしいですか。

原嶋委員 そうですね、はい。

長谷川主査 まさに先ほど長瀬さんがおっしゃったような方向だと思います。

原嶋委員 ちょっと言葉はあれですけども、要は、ああいう書き方すると、ごめんなさいね、知らないよという雰囲気になっちゃっているから、それはちょっとあまりよくない。

長谷川主査 そうすると、具体的にどういう言葉遣いになりますか。14番、16番ですか。

谷本委員 これは原嶋さん、今まさしく言質をJICAからとったんで、環境レビューにおいてですよ。ですから、見直ししてもらって、必要な対応をミャンマー政府等の協議を含めて、対応とってくださいということですから。

原嶋委員 JICAさんは、自分で決めた自分の会社の中のルール、規約は遵守するということだから、ミャンマー政府に実際はやってもらうんでしょけれども、それをちゃんと後押しするなり確認するなりしていただくと。

谷本委員 じゃ、主査、いいですか。ちょっと申し上げますよ。後で直してくださいね。

長谷川主査 14番の話ですか。16番を合わせた形ですか。

谷本委員 14番、16番、17番、これ一緒の問題ですね。EIAにおいて、EIAのスコーピングにおいてCの評価となっている社会環境面、住民移転から少数民族までの6項目については環境レビューの際に見直しを行い.....

折田 見直すというよりも、だから、そこで評価されてCとなっていることの中身について確認するということだと思えるのですけれども。このEIAそのものを見直すのではじゃないというところをちょっと確認したいんですけれども。

長谷川主査 どういう言葉がいいですかね。確認というのもちょっと弱くて。

谷本委員 Cをやっぱり見直していく。

原嶋委員 あとは、事実関係としてはもう終わっちゃっているところがありますね。ただ、これ、スコーピングに助言委員会が全く関与していないし、JICAも関与していないので、今さらという部分があるんで。

谷本委員 環境レビューはJICAがやるわけでしょう。いろんな資料をもとに1枚にまとめるわけでしょう。

長谷川主査 だから、C自体の評価を変えるという作業じゃなくて、C評価になった項目について、先ほど確認という言葉を使いましたけれども、確認というよりは、何か他に言葉ないですかね。

原嶋委員 要は、影響不明じゃないっことはみんなわかっているわけでしょう、はっきり

言って、実際としてはね。

谷本委員 どうしますかね。環境レビューという一つの活動、これを行うわけでしょう、作業を。

折田 だから、影響及び.....。

原嶋委員 影響があることを認識、お互いにもう、実質的にはこの話をしている限り、みんな不明だと思っているわけだね。

長谷川主査 確認でいいのかな。確認ということで。

折田 「において確認すること」ですか。はい、わかりました。

長谷川主査 とりあえずですよ、とりあえず。

じゃ、それは16番も含まれたという認識でいいですか。

谷本委員 16番も含めて。

長谷川主査 16番は消していいと。

谷本委員 17番もね。

長谷川主査 17番も含め。

谷本委員 14、16、17ですね。これは一緒に。

長谷川主査 じゃ、16と17は消して結構で。

谷本委員 はい、一緒ですと。

長谷川主査 じゃ、18番ですね、今度は。

谷本委員 これも、21番、22番と、これも同じなんですね。ここは、ですから本当に、同じ文言を入れていただくのかな。

長谷川主査 例えば、満田さんのほうでいい文章があれば、それを。

谷本委員 入れていただいてね。

長谷川主査 ええ、谷本さんがのっかってしまうということになっても。

谷本委員 はい、20、21、22もそうなんですね。これ、二つ合わせてやるのかな。

じゃ、同じように、18のところを、18それから19、それから20、21、22まで、仮に同じような文言で、ちょっと上へいってください。戻ってください。これ、同じようにありますね。それで、EIAのスコーピングに.....

長谷川主査 これをコピーしちゃいますか。

谷本委員 はい、コピーしてですね。

長谷川主査 さっきの18番のところにコピー。

谷本委員 コピーしていただいて、それで、社会評価の……

折田 18にコピー。

長谷川主査 はい、18ですね。18にコピー。

谷本委員 18のところ、社会評価。C評価はちょっと取ってください。において、社会評価、特に貧困。

長谷川主査 社会……

谷本委員 評価の項目のうちですね。

長谷川主査 スコーピングにおいて、社会、何でしたっけ。

折田 社会影響ですか。

長谷川主査 社会影響ですか。

谷本委員 社会影響の項目の貧困並びにリビング、生計ですかね、これも、生計については、あとは何ですか、同じように。

長谷川主査 環境レビューにおいて確認すること。

谷本委員 はい、としてください。

長谷川主査 一応それが……。

折田 それが何番までですか。

谷本委員 助言の何番目ですかね。

長谷川主査 18番は今の言葉で置きかえていいですね。

谷本委員 はい。

長谷川主査 19番も、そうすると要らないと。

谷本委員 18番、19も……

長谷川主査 要らないと。

谷本委員 一緒ですよ。

長谷川主査 一緒ですかね。要らないと。

谷本委員 それから、20、21、22も。

長谷川主査 この辺、残しておきましょうか、一応。満田さんなんで。

谷本委員 はい。これはもう。

折田 同じ論点であれば、なるべくここで整理したほうがいいと思うのですけれども。

谷本委員 ほぼこれでカバーできると思うんですけれども、一応、満田さんに聞きましょう。

長谷川主査 ここは削らずに、満田さんにもう一度確認できるように、残したままにしておいてください。ただ、上に反映させてもらいますと、括弧書きでちょっと書いていただければ。

谷本委員 そうしてください。

原嶋委員 一応聞いたほうがいいでしょう。

谷本委員 聞いた方がいいです、それは。

長谷川主査 これは聞いたほうがいいです。

谷本委員 それが助言の何番かな。

長谷川主査 満田さんのがそうになって、今度、24番、原嶋さんですね。原嶋委員、24、25ですか。

原嶋委員 24は要りません。後で大丈夫。

折田 すみません、ちょっと確認なんですけれども、満田委員の助言は、20は確認と、21も22も全て確認するということですね。

長谷川主査 はい。

折田 23.....。

長谷川主査 23も残したままで。

折田 同様。

長谷川主査 ええ。まだこれは後で再検討しますから、ちょっと残しておいてください。最初に我々委員のだけやってしまいます。

折田 はい、わかりました。

長谷川主査 じゃ、24番、25番、お願いします。

原嶋委員 24は削除。

25と26は合体させて、ちょっといいですか、今申し上げます。25と26は合体させて、有害廃棄物及び排水の処理について、各テナント等。これは、特区の事業者というのは。事業者という言い方をしているわけですか。特区全体のマネジメントする人というのは、何て言うんだろう。

竹内 ディベロッパーで、開発業者です。

原嶋委員 開発業者ですか。とりあえず、「開発業者との役割分担を明らかにしてほしい」と。明確にしてほしいと。とりあえずそんな感じにしてください。

長谷川主査 細かい文言はまた後で確認しましょう。

原嶋委員 適切じゃなければ、また直してください。

折田 確認することと。26も合わせて。

原嶋委員 それはさっきくっつけていますから、もう要りません。

27、要りません。28も要りません。

折田 27は要らないですか。

原嶋委員 要らないです。あっ、そこ、そうか、すみません。じゃ、ちょっととりあえずそこ、27と28で、「ティラワ経済特区全体の環境管理体制の確立を提案すること」とか、何かそういう、どのぐらいがいいのか。ちょっと表現は任せますけれども、そういうこと。

28、要りません、29も要りません。

長谷川主査 28、29が要りませんか。

原嶋委員 28は合体させた。

長谷川主査 30番です。

谷本委員 これはもう結構です。きちんと書いていただければ。

長谷川主査 30番は。

谷本委員 31もいいです。言葉、きちんと使っていただければ。

長谷川主査 32番はどうでしょうか。

谷本委員 32番も、あまり影響ないと祈っています。

33は、ちゃんとやってくださいと。

折田 助言としては残さないと。

谷本委員 はい、残しません。

長谷川主査 残しませんね。

谷本委員 34、いいでしょう。

長谷川主査 残しません。

谷本委員 はい、残しません。

長谷川主査 35番も残しません。あ、どうしようかな。ちょっと待ってください、35番。残してください。事情はわかります。残してください。

原嶋委員 36番は、さっきのこことよく似ているので、合体させてもいいし、満田先生のご意見次第でしょうけれども……

長谷川主査 一応残してください。

原嶋委員 関連があるので、残しておいて。25番のところとよく関係しているので、そ

れ、コメントしてください。

長谷川主査 ちょっと一言、26でしたっけ。

原嶋委員 25かな。今の25。

長谷川主査 25と関係して削除してもいいかと。

原嶋委員 あるいは、つけ加えて。

長谷川主査 削除してもいいかと思われるみたいな、ちょっとコメントを書いていただく。

原嶋委員 そこまで、いや、公害防止協定みたいな話ですよ。

37はいいです。削除で結構です。

長谷川主査 36番、よろしいですか。大丈夫ですか、36番、扱いは。今言ったことで。

折田 削除可能かどうか確認すると。後の助言と。

長谷川主査 そうですね。ただ、一言、さっきの何番でしたっけ。26番と合体というのをちょっと入れておく。25、26、合体して、それに入っているという意味をちょっと入れてください。ちょっと複雑で申しわけありません。

どこだ、次は。37が要りません。

原嶋委員 38も要りません。

長谷川主査 38も要りません。

原嶋委員 38も、それ自身も要りません。

長谷川主査 39はどうですか。

原嶋委員 39も、それ自身は要らないです。

さっきちょっと申し上げたんですけれども、ここに入れるかどうかはわからないんですけども、現在まで行われていると言われているステークホルダーミーティングとか住民協議というのが、JICAのガイドラインで要求している水準のものであるかどうかということについては意見が分かれていますので、そこについて何て書くのかわかりませんが、確認。

折田 73番のことですかね。

原嶋委員 それはどこかにきちっと書いていて。73番かな。書いてありますか。

長谷川主査 長谷川のところですか。

竹内 ここは、民主的に実施されたかということに加えて、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて行われたかということではいかがでしょうか。

長谷川主査 それ、入れましょうかね。

竹内 それで集約するというのがよいかと。

原嶋委員 民主的って、結構漠然としているからね。

長谷川主査 じゃ、JICAガイドライン。

折田 73のときに、そこはじゃあ。

長谷川主査 ええ、73のときに、それ、ちょっと。

原嶋委員 それで、40番は結構です。削除。40番、それ自身を削除で結構です。

谷本委員 41番も削除です。

42番も、もう上で聞いていますから。

長谷川主査 削除。

谷本委員 はい。

43番ですが、これが、まだ後ろのほうにあるんですね。満田さんのところも絡むし、ちょっとこれは、ちょっと待ってくださいね。

長谷川主査 じゃ、ちょっと考えといてもらいましょうか。

谷本委員 これはちょっと考えさせてください。

長谷川主査 じゃ、ちょっと時間使って。

谷本委員 進んでください。

長谷川主査 45番は削除。

折田 44も後でということですね。

長谷川主査 ええ、後で、ですね、44もね。ちょっと時間を。

谷本委員 44、これは長谷川主査のところと一緒に。45と合わせて、不要ならば消してください。

折田 四十何番でしょうか。

谷本委員 44、45と一緒に。

長谷川主査 私、45は消しますんで。

谷本委員 じゃ、消してください。

長谷川主査 いいですか、44も消します、そうしたら。

谷本委員 はい、消してください。それで結構です。

長谷川主査 46以降がちょっと満田委員続きますので、先にいきます。

原嶋委員、72番、いかがでしょうか。

原嶋委員 これはだから、先ほど申し上げたことで結構なんです。

折田 じゃ、後でまとめますので。

原嶋委員 これ自身は要りません。これは全部削除でいいです。

長谷川主査 73番は、先ほどのように……

原嶋委員 そこは大事だと思って。

長谷川主査 ええ、残してください。先ほどあったように、「民主的及び」という言い方はおかしいかな。及び……

折田 「かつ」ですかね。

長谷川主査 「かつJICA環境配慮ガイドラインに沿って」というふうに。

原嶋委員 個人的な意見で言えば、「民主的」という言葉はなかなか理解が難しくですね。

折田 じゃ、「民主的」を消し……

長谷川主査 いや、私は残してほしいです。今の議論の中で、やはりミャンマー政府の民主的でないというあたりがちょっと見えているので、私はあえて「民主的」と残してほしいなと思います。

折田 「基づいて」と。

長谷川主査 はい。

竹内 形式論でなく、中身も、ということですね。

長谷川主査 中身もそうです。そういうことです、はい。

74番は、谷本さんがまだ考えていらっしゃいますかね。

谷本委員 ちょっとすみません、進んでください。

長谷川主査 一応終わりましたんで、最後まで、満田さんのところは別として。いかがですかね。

原嶋委員 ちょっと満田先生のところで気になるのは、最初のほうの、多分今のところで解消できると思うんですけども、9番、10番、11番、12番かな。結局、ちょっと気になるのは、個別の問題ではいろいろまた満田先生のご意見を聞いていただく必要があると思うんですけども、ガイドラインに反しているという指摘ですよ。だから、そこはクリアにしておいていただかなきゃいけないんで、最低限でもですね。今の73番で大体解消、ここを盛り込めるとは思うんですけども、そこで無理がないかと。

要は、ちょっと読み方が私は悪いかもしれないけれども、9番、10番、11番、12番を見ると、ちゃんとした話ができているという指摘ですよ。そういう指摘、それが、それ

だからガイドラインに反しているという指摘ですよ。それに対して、竹内さんはまた当然反論があるんでしょうけれども、そういうふうに理解していいわけですよ。

折田 ここは、この場で消すということですかね。そういうことではなく。

原嶋委員 だから、逆に言えば、9番、10番、11番、12番は73番に盛り込む。この中では一応盛り込んでいるつもりなので、満田さんにもう一度確認をしていただくということでもいいかもしれませんけどね。

それで彼女が、それじゃないと、違う趣旨だと言えば、ここではちょっともうはかりかねないので。

長谷川主査 私の助言がかなり総論的に言っているんで、もうちょっと満田さんあたりはずばずばとポイント的に確認をしてほしいというのがあるかもしれませんがね。ここは入れてもらって結構だと思います。

原嶋委員 それで確認していただくしかないですね。だから、一応カバーしているんだと思うんですけどもね。

長谷川主査 私自身は、あまり細かくということはどうかと思うんですが、満田委員にも思いはあるでしょうし。

ちなみに、これから現地に行って環境レビュー等をJICAさんにご苦労されてやるんですけども、これだけメコン・ウォッチの方のいろんな地道な調査があったり、それなりの説得性のある事実が持ち上がっていますから、その辺はやっぱりメコン・ウォッチさんとある程度接触するという機会は、我々としては.....。

竹内 ちょっとこの環境レビューの本題なのかどうかというところはあるんですけども、実態として、メコン・ウォッチさんと対話してきたかという、してきています。先週の木曜日にも外務省さんと一緒に対話もさせていただいて、ご提言いただければ、一応そこでいろいろ対話をしているということでございますというのがまず事実ですね。

ちょっと今日の進め方についても、事業部サイドの意見なんで、審査部から異論があれば言ってもらいたいのですけども、我々として、先ほどの指摘として、この辺ちょっと、もっとちゃんと詰めてからやらないと前に進めないというような、一時ご意見もあったと思うんですけども、私どもとしては、しかるべき手続きをきちっと進めてきていて、ちゃんと回答も申し上げていて、今日も、何か不明点等があれば、しっかり説明する気を持って、説明できる態勢も整えてやってきたわけなんですね。

ところが、いろんなご事情はおありだと思うんですけども、今日はご質問をいろいろい

ただくことができなかつたということでありまして、

長谷川主査 それは、メコン・ウォッチさんからという話ですか。

竹内 いや。

長谷川主査 我々からですか。

竹内 満田委員からです。それで、だけど、そこはちょっと詰まっていないからというのは、私どもとしてはそこを全部詰められる態勢を整えてきているにもかかわらず、進められないわけですから、その事情は十分に斟酌していただいて、今後のとり進め方をご検討いただけると非常にありがたいなと思っている次第です。

長谷川主査 最後に述べようかと思ったんで、今日は三重苦なんですね。まず、我々、回答いただいたのが今日です。私は遠いですから、土曜日にわざわざ職場に行って来ているかどうか確認しまして、それで来ていないんで、もう何もできずに、いきなりここ来ました。途端に見せられて、何か質問しろとか回答しろっていう、それ一重苦ですね。それから二重苦が、満田委員が休まれているというのがそれですかね。三重、三つ目は主査の能力不足というのがあって三重苦なんですけれども。

これ、愚痴になりますけれども、私はともかく両委員は、決められた期日までにコメント・質問を、先ほども聞きましたけれども、150ページ、200ページ近くある英文を1週間で、仕事を持ちながら読み通して、それでこれを書いてきているんですよ。相当徹夜をやったです。回答が今日になって、短時間で、それこそ、見て何か言えっていうのが、これは難しい。しかも、また1週間後に、これ、全体会議にまとめて出せということですよ。無理があります、これ、どこかに。いろんなところに無理あります。

もちろん我々委員も至らないところあって、満田委員、一方的に責めることできませんけれども、三重苦があった。それも斟酌してください。お願いします。

竹内 その点で、原嶋先生と長谷川先生と谷本先生に、もう期限内にコメントをいただいていたと思うんで、ちょっとお一方、多分土曜日だったか.....

長谷川主査 私は1日遅れました。大きな顔できません。

竹内 いただいでいて、ちょっとそこはですね。ただ、限りなく近いタイミングでいただいでいてということで、少なくともお三方のところについて、もっと早く出すべきだという点は、ちょっとそこは反省材料だなとは思っています。

ただ、今日の議論では大分直接話させていただいて、恐らく大分共通の目線はできたのかなと思っております。ただしちょっとこちらに至らぬ点があったことはおわびしなきゃいけ

ないと思っています。

ただ一方で、満田委員に関しては期限後の月曜日の段階でコメントいただいています。初めから前週の金曜日までにいただかない限り、ちょっとタイムリーな返答は難しいですと説明していた。説明したにもかかわらず月曜日にいただいて、そこから我々も本当に必死になって、週末も返上して何とか作業して、何とか事前に間に合わせたというのが実態でございます。ですので、そこは、ちゃんと期限内に質問をいただいたにもかかわらずぎりぎりになったというわけではなく、やっぱりそこに至る遠因はあったということですので。ただ、それでも一応、かなり苦しかったんですけども、事前には回答申し上げたということですので、ちょっとそこは、そこも含めての経緯を理解頂ければと思っています。

長谷川主査 これは、JICAさんに事務的負荷がかかって申しわけないんですけども、早い分については、どんどんどんどん早目に流していただくと。最後まで待つということ、束で来られるというよりは、段階ごとということもちょっと考えいただくとありがたいです。

竹内 すみません、その点はちょっと反省材料だと思います。

谷本委員 さあ、43番。

長谷川主査 はい、43番、どうぞ。

谷本委員 同じように、すみません、私の関係のところと同じような言葉にしてください。いいですか。「就業機会向上のための職業訓練に関して」かな、「対して」かな、「移転する住民の意向を環境レビューにおいて確認すること」と。ちょっともう同じようになりました。一応、環境レビューのところはボールを投げようと思います。

これは、農業をやりたいという人の意向、それから、それに対してミャンマー政府から、もう土地はないので、他のところに、他の就業機会に移ってくださいということね。これはもう確認をしてくださいと。

折田 このとおりでよろしいですか、43番。

長谷川主査 よろしいですか。

谷本委員 はい、そういうこと、そうしてください。

折田 そうすると、44番、すみません、ここだけです、43。

長谷川主査 我々自身の名前のついたコメントは一通り整理させてもらって、あと残るは、時間の許す限り、満田委員の、全部消すことはできないんですけども、我々のコメントとして括弧づけで、満田委員に投げるとき、読めるようにしてあげることができるかもしれま

せん。

長瀬 すみません、後ろのほうで谷本委員、74、75、いかがいたしましょう。

谷本委員 これはもう結構。

長谷川主査 ちょっと待ってください。ああ、ありましたね。ごめんなさい。

谷本委員 消してください。構いません。無視をしてください。それはいいです。

長谷川主査 満田委員の最初のころはある程度まとめたりなんかしました、満田委員でね。

谷本委員 後半は無理ですね。

長谷川主査 何か言ってあげられるものがあればと思うんですが。

折田 ちなみに、2番の文言は、何か文言、細かい文言というか。

原嶋委員 そこは、とりあえずそうしておいてくれる。ちょっとメールで考えます。そういうことですよ、今日はね。

長谷川主査 あるいは、JICAさんのほうからでも結構なんで、満田委員のこのコメントはこういうふうにまとめてはどうかという提案があれば。

原嶋委員 ごめんなさい、今、2番の件について、率直な私の感想で、感想というかコメントで、受け取ったほうはやりにくいですかね。大丈夫ですかね。

折田 再発防止策についてはここで、右でご説明しているとおり。

原嶋委員 一応だから、それを環境レビューの段階で、何ていうかな。我々なりにここで、コメントは環境レビューの中に入れてほしいということなんで。

長谷川主査 今の助言で幾つぐらいになっていますかね。

谷本委員 六つぐらいですよ。六つぐらい。

折田 例えば繰り返されないよう申し入れることとか。

原嶋委員 そういうことで結構です。

長谷川主査 いや、全体で。

谷本委員 助言でしょう。六つぐらい。

折田 されないことを確認するとか。

長谷川主査 六つぐらいですか。

原嶋委員 されないことを確認する。

折田 再発防止策を確認すること。

原嶋委員 こころ辺はちょっと、言葉は多少変えていただいても結構です。

谷本委員 まず2でしょう。

長谷川主査 あとは、そうか、満田委員の……

谷本委員 そうそう、だから5でしょう。2、5、それから14のところ、それから18で4ですよ。それから25で5。それからずっと飛んで、私のところの43で6ですよ。

長谷川主査 はい、6ですね。そうか、そうか。

谷本委員 そんなもんです。あとは満田さんの質問がこだけ。

折田 すみません、今後の対応なのですが、満田委員がご欠席ということで、基本的に今回整理した、まず助言を、これが助言になりましたと、ここの助言の中で、基本的に満田委員から出てきた質問は結構大きな部分というのでもカバーしていると、もし追加でコメントがあればどうぞという形でお送りしようかと思っておりますけれども。

長谷川主査 満田委員に。

折田 はい。もちろん今回出てきた委員皆様のCC入れて、ご連絡先に入れてですね。というやりとりにはしてはどうかと。

長谷川主査 でしょうね。それ、しなくちゃいけませんね。

折田 今回のワーキンググループでまとめた助言はこれですと、もし個々の文言に追加だとか要望があればというスタンスでお送りしようかと思っておりますけれども。

長谷川主査 特に満田委員には、残すべき助言等を指定して、文言等も整理してくださいというふうに伝えてください。それを我々はまた見させてもらいますから。なるだけ1週間後の全体会議に間に合うと思いますけどね。

原嶋委員 ある程度確定したところはあるんで、そこはもうつくっちゃっていただいて、あと、それはもう、あと……

折田 追加で何かあればということで。

原嶋委員 彼女はもう慣れていらっしゃるから。

長谷川主査 今数えてもらったら、我々で数えたら六つしかないんですけど。あとはほとんど満田委員だと。ちょっと満田委員にやってもらわんと。

原嶋委員 それはそれでいいと思う。数の問題じゃないんで、別にカバーしていればいいんですけども。

長谷川主査 せっかくなんで、現場に、メコン・ウォッチさんも入っているんですが、長らく入っているコンサルの方で、我々委員と認識でかなり違っているな、みたいなことがあれば、参考で、ちょっと教えてほしいと思うんですが、いかがですかね。いや、相当、全然現地のことをわかっていないなというのがあるかと思うんですけども。

氏家氏 日本工営の氏家と申します。

発言の機会を与えられましたので、現場に、ミャンマー政府を支援する立場として、どういう状況であったのか、簡単にご説明いたします。

我々、5月9日に現地に入りまして、先方政府と、ほとんど日本人専門家が途切れないような形で、ずっと張りついて技術的な助言を行ってきております。現場になかなか行きづらいうような時には我々のローカルスタッフを通じて、ミャンマー語でのコミュニケーションができるようにも配慮して参りました。

当初、現地に乗り込む前までは、やっぱり2013年1月のことがございましたので、いろいろ気にして行ったところではあったんですけども、彼らは、国際基準あるいはJICAガイドラインなどにより理解を示して、我々の助言にも真摯に耳を傾け、彼らとしても、やっぱりいろいろ難しい面もあったかと思うんですが、彼らなりにとにかく頑張っていて、我々の助言に基づいて対応しようとしたというのは我々も非常に、逆に感銘を受けている次第でございます。

そういう中で、最近では合意形成の最終段階に来ているかと思うんですけども、いろいろスケジュール的にも厳しい中で、土日もなく働いて、住民の意向を酌んで、住民のためだったらこうしたらいいんだろうという視点にも立って、いろいろ現場で対応しているというふうに認識しております。

簡単ですが、そういう状況でございます。

長谷川主査 ありがとうございます。

原嶋委員 どこで意見が一致しないんですかね。ごめんなさいね、何か、ちょっと別に裁判官じゃないんだけど、何というか、藪の中で、芥川龍之介の小説みたいですけども、どこで意見が一致しないんでしょうかね。

長谷川主査 何が、どこでボタンがかけ違っているんですかね。JICAさんもそちらも真面目にやって、うそなんかついていないと思うんですけども、どこがそれがどうなっているか。間に入ったコンサルさんもよくわからなそうだし。

土川氏 よろしいですか。恐らく、例えば、当局の方が何か発言をされて、彼が本当にプロセスを説明してあげたというふうに思っている、住民の側の受け取り方が違うということはあると思います。

もちろん今、民政化が進んで住民の方で声を上げていらっしゃる方はいますけれども、やはり何十年も続いた軍事政権下で、もう政府が言ったことを受け入れるしかないという、そ

ういった住民の方がまだまだ多いということは事実だと思いますので、それはやはり、JICAさんのガイドラインである社会的弱者への配慮をしたうえでの住民協議であるとか、そこが必要なのかなというふうに思います。住民の方はもちろんさまざまというのは、認識もさまざまでしょうし、そうだと思うんですけども、過去の軍事政権下での抑えつけられてきた、その感覚が、やはり政府の方と住民の方ではかなり違うと思います。

なので、例えばEIAの住民協議で、発言がちゃんとなされているというふうにおっしゃっているところがあるんですけども、発言者を見ると、やはり政府関係者の発言なんですよ。なので、そこをどういうふうに捉えるかなのかと思います。

長谷川主査 これまで軍事政権だった国でいきなり、民主的って言葉をまた使いますけれども、なるだけJICAのガイドラインを生かすような形に、すぐにはならないですよ。お互いの慣習も違うし、時間がかかると思うんですけども、少しずつ努力するしかないかなと思いますけれども。

こんなことで、今日は終わりにしてもいいですかね。

谷本委員 間に合いますかね。

長谷川主査 あとは本当……

原嶋委員 時間的には結構きついよね。満田さん次第でしょう。

竹内 ええ。最後に本当にお願いしたいのは、少なくとも今日来られなかった、けど思いはたくさんあると、ぜひもっと長い期間議論というところだけは何とかちょっとご斟酌いただいて、この限られた時間の中でしっかり。我々も多分、事務局のほうもちょっと努力しなきゃいけないと思うんですけども、そこは最大限最速での努力をしていきますんで、この時間の中できちっとまとめられるようにぜひしたいというところだけ、ぜひご協力をいただければと。

長谷川主査 ワーキンググループ、もう一回開くとか、そういうことも……。

折田 欠席をされたからもう一回開くという、それはちょっとやっぱり違う話だと思うので。

長谷川主査 急いでいられるんですよ、やっぱり案件ですからね。相手国もありますからね。

折田 設置要綱にも、電子の代替的手段でもコミュニケーション可と。

長谷川主査 それは重々承知しながら……。

原嶋委員 一応、でも、ちゃんとコンタクトして、大変だと思いますけれども、やってく

ださい。と言っといてくれる？

土川氏 はい。

長谷川主査 事務局のほうからは、何かございますか。

長瀬 よろしいですか。最後に一応、こんな文言でなっているということを確認しないで大丈夫ですか。

長谷川主査 やりますか、じゃ、はい。まだ時間あります。

原嶋委員 残ったのは、じゃ、頭からいけば、2番ですね。2番、そんな。最後の確認とか、あれはちょっと全体を通してまとめて、適当な言葉で変えていただければいいですから。

あと、5番ですね。はい、そんなことで結構ですよ。

それは残しておかないと、満田さんですからね。

それは、ああ、それ書いといて、はい。

すみません、有害廃棄物及び排水の処理について、各テナントと開発業者ですかね。というか、ちょっと言葉は、また適当な言葉があれば直しといてください。結構です、はい。

開発業者とか、さっきの合弁会社のことを言うわけ。

竹内 そうです。

原嶋委員 それとも、またその上に来る、特区を管理する行政機関みたいなのができるのか。

竹内 業者ですと、やっぱりさっきのディベロッパーになると思います。

原嶋委員 今後も、供用開始後も、先ほどの合弁会社がマネジメントしていくわけ。

竹内 そうですね。クラスA区域のところはそうですね。

恐らく行政機関は、もちろん行政の見地から管理をしていく。

原嶋委員 集中、排水処理なんかの、そういう共通のインフラも、その合弁会社がマネジメントするんですか。

竹内 開発業者がつくれますので、マネージします。

原嶋委員 35番は、さっきのところと関係がしてくるんですね。35番が、さっきの何番でしたっけ。

折田 25番ですか。

原嶋委員 言葉は、有害廃棄物に限定し過ぎたようになっているけれども、産業廃棄物。

折田 どうしますか、35番は25番で対応とか、そういう話ですか。ではなくて。

原嶋委員 並べといてもいいと思います。

長谷川主査 こっちは下水処理のほうですよ、25番のほうは。

原嶋委員 両方ですね。

長谷川主査 両方？

原嶋委員 有害じゃまずい。有害だと限定し過ぎかな。ですかね。産業廃棄物だ。有害だと限定し過ぎだ。

折田 産業ですか。

原嶋委員 産業のほうが広い感じは広い感じがする。ただ、向こうのルール上はあまり。どうだろうね。わからない。ミャンマーのルールを知らないですけども、日本的に。

谷本委員 生活廃棄物だってね、食堂なんかから。

原嶋委員 回答には若干生活排水についても出てくるんですけどもね、特には。

長谷川主査 すみません、もう一回25番を見てください。

原嶋委員 いや、別でも構わないと思いますけれども、若干重なっているかもしれませんが。

長谷川主査 同じごみの話ですけども、各テナントできちっと役割分担してやりなさいって、こっちの話で、35番は、長期的に見て最終処分場がしっかりとキャパシティあるかどうかという話。ちょっと別の話だから、それぞれ残してください。

谷本委員 この辺はもうお任せしましょう。

折田 そうですね。

原嶋委員 これまで住民……民主的で。ちょっとごめんなさい、民主的……。

長谷川主査 うん、JICAにかかるんじゃないですね。もちろん民主的でしょうけれども。

原嶋委員 「かつ」とか、そんな感じ。

長谷川主査 うん、「かつ」ですね。

原嶋委員 「民主的かつ」。

折田 これでよろしいですか。

長谷川主査 はい、結構です。じゃ、一通り終わりました。

事務局のほうから、他には。

長瀬 どうもありがとうございます。今日はおかげさまで時間内に終了していただきました。

先ほど折田のほうから申しあげましたけれども、助言としてまとめさせていただいたところはもうまとめたような形で、あと、今日この回答、お配りしたこれも添付するような形で、

議論の経過がなるべくわかるような形で、満田委員を含め皆様にお送りしたいと思っております。次回の、来週の全体会で助言確定を目指すようなスケジュール感で進めさせていただきたいと思っておりますので、我々も頑張りますので、ぜひよろしくお願いいたします。

原嶋委員 ちょっと1個お願いがあるんですけども、すみません。先ほどの、再三申し上げているとおり、事実関係がちょっと我々から見て藪の中のところがあって、意見がそれぞれあるでしょうけれども、多分全体会合でも我々以上に委員の先生方は藪の中だと思うんですね。だから、そこを何かちゃんと、ちょっとでもいいから説明していただく必要があるんじゃないか。

簡単に言うと、助言委員会的时候に、助言について何かあると、我々が答えなきゃいけないことが出てくる。多分、長谷川先生が答えなきゃいけないことが出てくるんでしょう。ちょっと事実関係について長谷川先生に問われても、多分、長谷川先生も答えられなくなっちゃうと思うんですけども。だから、そこを。

長谷川主査 我々は裁判官でも何でもなくて、我々が、ある情報だけで、どう助言をしたらいいかということとするしかないと思うんですね。そうすると勢い、各論的なところはわかりませんから、総論的に、私が言ったような形に落ちつかざるを得ないかなと思うんですけども。

原嶋委員 それと今、事実関係について、ある種の争いという言い方は失礼な言い方だけど、視点が違うんでしょうけれども、そこについては、ちょっと説明していただく要員を準備していただいたほうが、率直に言って、いいかもしれないので。通常、全体会合だと、事業部の方はいらっしゃらなくて、その案件についてのことの助言のワーキンググループのメンバーで答えるって形をとっているんで、それで答えられることはいいんでしょうけれども、その事実関係については多分、長谷川先生、答えられないもんね。

長谷川主査 いや、答えるつもりもないですけどね。答えるつもりはありませんけれども、ただ、回答のところに書いてくれたのが事実関係、JICAさんが持っているものですから、あれを踏まえて言うしかないし、それ以上のことは、来てもらっても答えてもらえないと思いますしね。そういうレベルの案件なんだということで、助言ですから、あれは。そういうことで納得いかないと、他の委員にも。

原嶋委員 そこで争うと、また全部.....

長谷川主査 いや、それでまだまだ話し合うべきだという話になれば、また別の機会というふうには持っていかなきゃいけないし、今の段階ではこれで言うしかないですよ。

原嶋委員 他の案件と違って、その事実関係で若干齟齬があるような感じがしないでもないの。

竹内 今日、そこをクリアにしたいと思って来ていたところなので、ちょっとそれが原因で後にとか、もう一回とか、それはかなりきついと考えています。

原嶋委員 後にという意味じゃなくて、他の、多分ここにいないメンバーの方もそれなりに懸念を持っていらっしゃるの、そこで何か質問、それなりに、こういうご意見が出たときに、ここでは十分、この三人では答えられないことが多分あると思うんだ、はっきり言ってしまうと。だから、そのときにはちょっと、審査部の方でも結構ですし、場合によっては事業部の方に立ち会っていただいて、補足、コメントしていただくような準備はしといていただいたほうがいいんじゃないかということです、コメントすればですね。

長谷川主査 全体会議、休むかもしれないとか言って。いやいや。

原嶋委員 それはまた問題だ。そういうことです、ごめんなさい、余計なこと。

長瀬 じゃ、事業部さんから何か。大丈夫ですか。

それでは、今日のワーキンググループは以上で終了とさせていただきます。

では、これから忙しくなりますけれども、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

午後4時59分閉会